

第4回 東京都児童福祉審議会専門部会
(新たな社会的養育推進計画の策定に向けた検討)
議事録

- 1 日時 令和6年10月29日(火) 17時～20時02分
- 2 場所 都庁第一本庁舎42階北側 特別会議室A
- 3 次第

(開会)

1 議事

(1) 計画骨子案検討

第1章 基本的考え方と全体像

第2章 東京都の状況

第3章 東京都における具体的な取組

目標1 当事者である子供の権利擁護の取組の充実

目標2 パーマネンシー保障の考え方に基づく支援体制の構築

目標3 家庭と同様の環境における養育の推進

目標4 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備

目標5 心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実

目標6 社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援

目標7 児童相談体制の強化

目標8 一時保護児童への支援体制の強化

目標9 子供と子育て家庭を支える専門人材の確保・育成・定着

(2) 一時保護所の体制強化に係る緊急提言

(閉会)

4 出席委員：

新保部会長、横堀副部会長、掛川委員、木村委員、齋藤委員、左近士委員、高田委員
(オンライン出席)、田中委員、都留委員、中板委員、能登委員、古川委員、宮原委員、武藤委員、米山委員、柏女委員

5 配布資料

【資料】

- 資料 1 東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿及び事務局名簿
- 資料 2 第 1・2・3 回児童福祉審議会専門部会 委員意見・都の考え方
- 資料 3 新たな社会的養育推進計画の構成案
- 資料 4 東京都社会的養育推進計画骨子案
- 資料 5 社会的養育推進計画における「代替養育が必要な児童数」について
- 資料 6 東京都一時保護所の設備及び運営に関する基準についての緊急提言（案）
- 資料 7 心理的・治療的ケア体制の集中討議について
- 資料集 国通知、次期社会的養育推進計画策定要領全体

開 会

午後 5 時 0 0 分

○企画課長 定刻になりましたので、開会させていただきます。

本日はお忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。

事務局の書記を担当させていただきます、福祉局子供・子育て支援部企画課長の吉川です。よろしくお願いいたします。

着座にして失礼いたします。

開会に先立ちまして、委員の御出席について御報告させていただきます。

本日、増沢委員から御欠席の御連絡をいただいておりますが、そのほかの委員は皆様御出席となっております。中板委員が少々遅れていらっしゃるということでございます。定足数に達していることを御報告させていただきます。

なお、本日、高田委員はオンラインにて御出席いただいております。高田委員、聞こえますでしょうか。よろしくお願いいたします。

次に、本日の会議資料についてでございますが、お手元のタブレットで御覧いただけますので、御確認をお願いいたします。

次第に記載のとおり、資料 1 から資料 7 までと資料集がございます。統合版の第 4 回専門部会資料のファイルを基に御説明を進めていきますので、個別資料ごとに分けたファイルや資料集は、必要に応じて御覧いただければと思います。

タブレットの操作方法につきましては、お手元に配付しております「ペーパーレス会議システム操作方法」を御参照ください。タブレットについて不具合、不明な点がございましたら周囲に控えております職員にお声がけいただくか、挙手にて御指示いただければと思います。なお、本部会は公開となっております。後日、議事録は東京都のホームページに掲載されます。

御発言に際しては、挙手の上、マイクスタンドのボタンを押していただくようお願いいたします。

また、本日は 3 時間という長時間の会議を設定させていただいております。会議の中ほど、大体午後 6 時半ぐらいを目途に 10 分間の休憩を取らせていただきますが、そのほかにも適宜、御自身の御判断で休憩を取っていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから第４回東京都児童福祉審議会専門部会を開催いたします。

この後の進行は新保部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○新保部会長 皆さん、お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。

早速審議に入らせていただきます。

これまでの議論を踏まえ、新たな計画の骨子案を整理していただいております。今回の第４回は、骨子案についての議論をメインに進めてまいりたいと思います。

まずは事務局から資料の説明をお願いいたします。

○企画課長 それでは、１番目の議事から進めてまいります。最初に私から、資料２と資料３を用いて説明させていただきます。

まず、資料２「第１・２・３回児童福祉審議会専門部会 委員意見・都の考え方」でございます。

これまでの部会での委員の皆様の御意見をまとめたものになっております。

時間がございませんので簡単にかいつまんで御紹介させていただきますが、まず最初のページでございます。

「目標１ 当事者である子供の権利擁護の取組の充実」ということで、子供の権利ノートにつきましては早急な改訂が必要であるですとか、意見表明等支援事業については、今、区立児童相談所も実施されているところでございますが、都内全域で、都主導で徹底してほしいといった御意見をいただいております。また、子供の権利擁護に係る環境整備については、幅広い啓発が必要であるという御意見もいただきました。

続きまして６ページ、「目標２ パーマネンシー保障の考え方に基づく支援体制の構築」でございます。

「妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施・充実」ということで、ショートステイの充実による支援の拡充という御意見を多くいただきました。また、７ページでございますが、切れ目のない支援の中で、特に妊娠期からの支援につきましては、母子生活支援施設の活用などもしたらどうかという御意見もいただいております。

続きまして１０ページ、「目標３ 家庭と同様の環境における養育の推進」でございます。こちらについては、里親登録拡大に向けた活動や里親支援業務の包括的な実施体制の構築について、児童相談所とフォostリング機関の関係、連携などについての御意見をいただきました。

続きまして１２ページ、「目標４ 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備」

でございますが、こちらは施設の小規模化を進めておりますが、それに伴いまして職員のサポート体制についての御意見がありました。また、施設の多機能化につきましては、子育て支援、一時保護の委託も含めて活用していくシステムが必要であろうというような御意見もいただきました。

続きまして14ページ、「目標5 心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実」でございます。

現在、東京都では児童養護施設の専門機能強化型を進めておりますが、それについての拡充、見直しについての御意見、また、児童自立支援施設にも児童心理治療施設に入所するような子供が入所しているということで、そういった施設も検討してほしい、ケアニーズが高い子供に対応できる支援を強化してほしいというお話がありました。

続きまして15ページ、「目標6 社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援」でございます。こちらについても施設に携わる職員の専門性の確保、関係機関の連携などについて御意見をいただいたところでございます。

続きまして17ページ、「目標7 児童相談体制の強化」でございます。東京都の児童相談所の専門性の確保、また定着の確保について御意見をいただきました。

19ページでございます。「目標8 一時保護児童への支援体制の強化」でございますが、こちらも児童養護施設なども活用した一時保護委託を積極的に受け入れるべきということで、その人材確保についての御意見もいただきました。

最後に「目標9 子供と子育て家庭を支える専門人材の確保・育成・定着」についても、児童相談所だけではなく、施設における人材確保についても御意見を頂戴いたしました。

また、新たな社会的養育推進計画の第3章10項に記載予定の計画の進捗管理と見直しについて、今、都内では区立児童相談所も設置が進んでおりまして、東京都全体が大きな改革期であることから、中長期的な視点が必要ではないかということや、社会的養護の枠組みだけではなく、分野を超えた対応が必要になるのではないかとといった御意見もいただきました。

こういったことを踏まえて、後ほど新たな社会的養育推進計画の骨子案を説明させていただきますが、本日、御意見いただきたいと思っております。

22ページの資料3「新たな社会的養育推進計画の構成案」につきましては、前回と同様のものになっております。本日は、この章立てに基づいて骨子の御説明をさせていただきますので、よろしくお願いします。

説明は以上です。

○新保部会長　ありがとうございます。

構成案全体の流れのようなものをまずお話しいただきましたが、各項目についてはこの後、議論をいただきます。全体の流れについて、現時点で御質問などがあればお願いいたします。

なければ先に進ませていただきたいと思います。

続いて、資料3「新たな社会的養育推進計画の構成案」の要素ごとの議論に入らせていただきたいと思います。

まず、第1章について御説明をお願いいたします。

○企画課長　23ページからになりますが、資料4「東京都社会的養育推進計画骨子案」を用いまして「第1章 東京都社会的養育推進計画の基本的考え方と全体像」の説明をさせていただきます。

第1章は、計画策定の趣旨や全体像について記載しております。

おめくりいただきまして、25ページについてでございます。

「2 計画の位置付け」といたしまして、前回の部会での御意見を踏まえまして、3つ目の○、児童福祉法だけではなく、子ども・子育て支援法、子ども・若者育成支援推進法、社会福祉法、生活困窮者自立支援法などに定める子供と子育て家庭を支える様々な事業を活用して、計画を推進していくという記載をこちらにしております。

続きまして26ページ、「4 計画の「理念」・「目標」・「視点」」でございます。

今回、パーマネンシー保障ということで、全体の計画を貫く考え方といたしまして冒頭に記載させていただいております。

3つの理念の1つ目としては、「妊娠期から一貫して、子供と家庭を社会全体で切れ目なくサポートするとともに、支援が必要となった場合でも、できる限り家庭での養育の継続を目指す」こと。

2つ目に、「社会的養護が必要になった場合であっても家庭復帰を目指すとともに、社会的養護の下で育つ子供たちについては、家庭と同様の養育環境において、健やかに育ち、自立できることを目指す」ということで、パーマネンシー保障の考え方、また家庭養育優先の考え方について、この2つの理念で記載しております。

3つ目、「心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援により、全ての子供たちの安全・安心の確保を目指す」ことについても理念の1つとして掲げているところでござ

います。

それを踏まえまして、9つの目標ということで、「第3章 東京都における具体的な取組」の取り組む方向性の柱立てになるものになりますが、9つ示しております。

この計画推進にあたっての5つの視点ということで下に記載しておりますのが、「①地域における切れ目ない支援の視点」、「②子供にとっての最善の利益確保の視点」、「③心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的支援の視点」、「④大都市東京のニーズと特性を踏まえた視点」、「⑤広域的な自治体の役割からの視点」ということで、5つの視点に基づいて計画を推進していく旨を記載しております。

第1章については、以上でございます。

○新保部会長 ありがとうございます。

ただいま第1章の内容について御説明をいただきました。

委員の皆様、これについての御質問、御意見をお願いできればと思います。

○柏女委員 25ページ、「2 計画の位置付け」の3つ目の○ですが、児童福祉法だけでなく近接する様々な法律を活用してということを入れていただいたこと、感謝いたします。ありがとうございます。

その上でなのですが、26ページの5つの視点に、例えばですが、6つ目として、「子供を含む家族全体に対し分野横断的に資源を活用する包括的な支援」といったことを入れてはどうかとも思いました。

5つで切りがよくてそれが難しいというのであれば、①の「地域における切れ目ない支援」のところを「切れ目ない包括的な支援」としていただいてもよいかなと思いますが、よりはっきりさせるためには、今、私が申し上げたように⑥が入っているとよいかなと思いました。

○新保部会長 ただいまの御発言について、委員の皆さんから、これを入れたらよいとか、①の中に入れておいたほうがよいのではないとか、そういう御意見などがありましたらお願いいたします。

○齋藤委員 今の柏女委員の意見と同じではないかと思いますが、今、話がありましたように、視点としてこの先、分離の前の段階のということで親支援や親子支援ということも含めると、家族全体を見ていくような考え方が入るとよいなと思っておりましたので、柏女委員の意見に同意いたします。

○新保部会長 ほかに賛成意見もしくは修正意見などございましたら、いかがでしょうか。

○武藤委員 私も同感です。そういう意味から、⑥としてしっかりと位置づけしたほうがよいのではないかと思います。

○新保部会長 では、⑥として追加する方向で事務局に整理していただこうと思いますが、よろしいですか。

では、そのように進めさせていただきたいと思います。

ほかに御発言ありませんか。よろしいですか。

よろしければ、先に進みたいと思います。

続いて、第2章の説明をお願いいたします。

○企画課長 27ページ、「第2章 東京都の状況」の御説明をさせていただきます。

「第2章 東京都の状況」ということで、現行計画のデータの更新をさせていただいているところでございます。

まず、「1 人口等」ということで、人口の推計、この先減少していく予測ということで記載しております。また、「社会的養護のもとで育つ児童数の推移」を（2）として記載しております。

続きまして28ページに「2 里親等の状況」ということで、「（1）養育家庭の登録数及び委託児童数の推移」については増加傾向でございますが、伸びは緩やかになっています。また、その下は「（2）ファミリーホーム設置数及び委託児童数の推移」を記載しております。29ページは「（3）里親等委託率の推移」ということで、令和4年度現在、17.2%という状況でございます。

30ページ、「3 児童養護施設、乳児院の状況」でございます。

「（1）児童養護施設の入所児童数の推移」については減少傾向で推移しているということ、また、「（2）児童養護施設の小規模化の状況」についてお示ししております。

31ページは「（3）グループホームの設置数の推移」についてで、近年、伸びは緩やかになっている状況でございます。「（4）児童養護施設における個別的ケアが必要な児童の入所状況」ということで、平成30年度に比しまして令和5年度は割合が増加している状況でございます。続きまして32ページ、「（6）児童自立支援施設におけるケアニーズが高い児童の状況」ということで、こちらも個別・専門的な対応が必要な児童が増加傾向にあるというデータを掲載しております。33ページについては、「（7）乳児院の小規模化の状況」についての記載となっております。

続きまして、34ページは「4 自立支援の状況」ということで、社会的養護の子供の

進路の状況について記載しています。

続きまして35ページ、「5 児童相談所等の運営状況」ということで、相談の受理状況は一貫して増加している傾向でございます。下は「(2) 児童福祉司一人当たり相談件数」ということで、計画的に児童福祉司を増員しておりますので、1人当たりの件数については年々減少しているところでございます。続きまして、一時保護所の状況でございます。一時保護所の新規入所件数については増加傾向であること。続きまして、37ページでございますが、東京都の一時保護所におきましては令和4年度は入所率が124.8%、平均保護日数につきましては47.2日ということで、入所率、保護日数ともに増加傾向でございます。

こちらが社会的養護を取り巻く状況ということで記載しておりますが、次期計画には家庭支援事業の取組なども加味していくことになりますので、今後そういった必要なデータについての御意見がございましたら、本日いただければと思っております。また、このほかにも必要なものがございましたら御意見いただければと思います。

続きまして第2章には、現行計画では社会的養護が必要な、いわゆる代替養育が必要な児童数の推計を掲載しているところでございます。こちらは現在まだ骨子には盛り込めておりませんので、資料5「社会的養育推進計画における「代替養育が必要な児童数」について」を御覧いただきまして、御説明させていただければと思っております。

資料5「社会的養育推進計画における「代替養育が必要な児童数」について」の1枚目でございますが、こちらは代替養育が必要な児童の定義を記載しておりまして、定義といたしましては年度末時点における施設の措置児童数、里親、ファミリーホームへの委託児童数と考えております。現行計画と同じでございます。現行計画では、前年度末の措置児童数に新規措置児童数と退所児童数を加味した数字に潜在需要を足して算定しているところでございます。その結果が下段にある「現行計画における必要児童数」ということで、令和11年度につきましては4,698人、里親等委託率の目標を37.4%に設定しておりますので、施設と里親につきましては、それぞれ掲載している数字を推計しているところでございます。

次のページを御覧ください。

こういったことを踏まえて、現在、都内では8区に区立児童相談所が設置されているところでございますが、次期計画においては、区立児童相談所の設置区においてもそれぞれ計画を策定する状況でございます。東京都と児童相談所設置区それぞれが計画の策定主体

となりますので、それぞれで代替養育の児童数を算定することになりますが、都内では施設や里親の措置については広域的に行ってございますので、東京都だけ、1つの区だけで何かを完結することができず、広域的に対応しているような状況でございます。

こういったことから、全体の数字については整合性を図って算定していく必要があると考えております。このため、児童相談所設置区は各区が算定して、東京都は児童相談所設置区以外を算定するということで、それらを合計した数値を全体の代替養育の児童として取り扱いたいと考えております。これが中段に書いてある図になります。

その場合、それぞれ違う方法で算定するのではなく、都区共通の算定方法で算定することが望ましいと考えております。ただ、一方で、児童相談所設置区においても児童相談に係る事例が蓄積されていたり、子育て支援等により予防できた取組も一定程度考慮する必要があると考えておまして、その考え方としては、下段の枠内のとおり、措置児童数の算定については左側の必須要素と右側の付加的要素とそれぞれを算定していったらどうかという考え方でございます。

次のページをご覧くださいまして、その付加的要素についての説明でございますが、付加的要素については2つ、「潜在需要」というものは、いわゆる需要増となる要素になるわけですが、もう1つ、「予防的支援での家庭維持見込数」、こちらは需要減となる要素でございますが、それぞれ考えております。

潜在需要については、施設を利用する予定だったけれども利用できなかった事例を踏まえて算定するということで、現行計画においては東京都ではこの方法で算定しております。今回、児童相談所設置区の皆様にも同様の方法で算定することを推奨しているところでございます。

また、下段にあります「予防的支援での家庭維持見込数」でございますが、こちらは国の策定要領で新たに考慮するよう盛り込まれた部分でございます。東京都においては、都全体での事例蓄積が現時点では十分でないということで、予防効果の定量化が困難であることから、東京都としては次の計画の中では算定要素にしないというように考えております。

しかし、児童相談所設置区の状況によっては予防効果が定量化されているものもあるかと考えておりますので、算定要素としても差し支えないということで考えていきたいと思っております。

現在、児童相談所設置区の皆さんと意見交換を重ねて、この算定方法については概ね了

承をいただいているところでございます。

今回、これに基づいた算定結果について骨子ではお示しできておりませんが、次回の専門部会ではこれらを踏まえて算定結果をお示しさせていただきたいと考えております。

最後のページ、里親等委託率についての考え方でございます。

都内ではケアニーズが高い児童が増加している現状もございまして、今後も一定程度、施設での支援が必要な児童も見込まれると想定しているところでございます。また、現行計画の最終年度における目標値、里親の委託率の目標値37.4%と設定しているところでございまして、現行計画では年次ごとに目標を設定しているわけですが、中段に記載のとおり、着実に実績を伸ばしているところでございます。令和4年度は17.2%ということで若干下回っている部分はございますが、これまで着実に伸ばしているところでございます。

令和6年度、東京都の児童相談所では全ての児童相談所にフォスティング機関を設置いたしまして、令和7年度以降、令和11年度の37.4%という目標に向けて、さらに委託率を伸ばしていくという目標設定になっております。こうしたことから、里親等委託率につきましては各種施策をさらに強力に推進していき、次期計画においても現行計画の目標である令和11年度、37.4%の目標を維持して、確実な達成に向けて取り組んでいきたいと考えております。

本日は、この目標数値についても御意見をいただければと思っております。

以上でございます。

○新保部会長 ありがとうございます。

ただいま第2章の内容について、特に計画全体で重要となる代替養育が必要な児童数についてと、里親等委託率のことを中心に御説明をいただきました。

委員の皆様、御質問、御意見などいただけたらありがたいと思います。お願いいたします。

○掛川委員 数値の御紹介のところですが、34ページかその手前の児童養護施設の辺りで児童自立生活援助事業、いわゆる自立援助ホームの利用者数や実態が分かるようなデータを入れていただいたほうが、今回、自立支援のところも結構あるかと思いますので、よろしいかと思います。

○新保部会長 そのようにお願いできればと思います。

ほかに、いかがですか。

○米山委員 今の「4 自立支援の状況」に関連するのですが、障害児入所施設の統計などは、軽度の方から重度の方までいらっしゃるのでは、もし入っていないのであればひっ入れていただきたいと思います。

それと、34ページの「(1)進路状況」のところで、特別支援学校へ進学している子どもたちが児童自立支援施設や児童養護施設にもいると思いますが、ここの「高校等」にはそれも全部含まれているのですか。「等」と書いてあるのでおそらく入っていると思うのですが、その辺りを分かるようにしておいていただければよろしいかなと思います。

○新保部会長 今のことは、数値を入れられそうですか。大丈夫ですか。

○育成支援課長 どのようなデータをお出しできるかも含めて、今の御意見を参考にしまして検討させていただきます。ありがとうございます。

○新保部会長 どうぞよろしくお願いいたします。

ほかに、いかがでしょうか。

○古川委員 中野区の古川でございます。

35ページに「(2)児童福祉司一人当たり相談件数」ということで、虐待相談の受理件数で令和4年度は50件ほどだと出ているかと思います。確かに今、児童相談所の仕事の中心は児童虐待で間違いないところはあるのですが、都児童相談所の児童福祉司の方が色々頑張っている中には虐待相談ではないことも結構あると思っております。

以前、東京都の人材募集のYouTubeを拝見したときに、児童福祉司のところで「80件担当していますよ」というような内容も見つかりました。これは基礎的な資料になるとも思いますので、児童福祉司の全体像を表すとしたら虐待相談だけではない数値の表現のほうがよいのではないかと思います。

それから、後段で御説明があった資料5「社会的養育推進計画における「代替養育が必要な児童数」について」に関しましては、各区それぞれの事情も考慮したような設定をしていただいて、大変ありがたいなと思っております。中野区はまだ実績が2年しかなくて苦しいところがありますが、中野区といたしましても共通の部分と中野区のオリジナルの部分と併せて、今、区としても計画を検討しているといったところでございます。

○新保部会長 虐待相談以外も含めてというのは、データとして可能ですか。

○企画課長 データとして算定することは可能ですので、掲載についても含めて検討してみたいと思います。

○新保部会長 ありがとうございます。

もう1つ、古川委員、区の児童相談所として代替養育の算定の式について、ここにお示しいただいているようなやり方で大丈夫そうですか。

○古川委員 事前に情報提供もいただいている、中野区の場合は東京都の考え方も一定理解した上で、この右側に書いてあるところで、区としてどう判断できるのかなというところを今、検討しているところでございます。

○新保部会長 ありがとうございます。

ほかの区、市などからご出席いただいている方で、やり方をこう変えたほうがよいのではないかといい御意見があればお出しいただければと思いますが。

○柏女委員 豊島区の計画に携わっておりますが、全体については東京都との調整の結果の説明を受けて、今、御説明いただいたとおりで大丈夫だと思います。

付加的な要素として、例えば豊島区では1年間で家族再統合ができた件数、そんなに多くはなくて記憶では5、6件だったと思いますが、それをマイナスする。潜在需要の中でプラス分とマイナス分があるので、マイナス分にそれを入れて算定したということになっております。

そのように区のほうにも言わばフリーハンドの部分を持たせていただいておりますので、そこはやれているかなと思いますし、豊島区でやってみて、私たちもこの方法で大丈夫だと思います。

○新保部会長 ありがとうございます。

ほかの区は、いかがですか。大丈夫ですか。

大丈夫なようなので、この案で進めていただければと思います。

○能登委員 色々出していただいて、ありがたく思っております。

ただ、里親等委託率に関しては、委託するけれども解除するといったことが結構多くて、里親支援専門相談員の方たちが10年間アンケートを取って調査した中身に関しては、17%強の委託率にとどまっている。37.4%に上げるとすると、やはり考えていただかなくてはいけない中身があるかなと思っています。

里親の養育力、それから子供が非常に難しくなっているというようなことを考えると、以前にも申し上げましたが、職業的な里親の考え方とかその辺りを検討していただいて、児童養護施設での経験がある方や学校の先生の経験がある方を職業里親として認定していくようなことも考えていただきたいと思いますので、その辺りも検討していただきたいと思います。

それから自立支援に関しては、自立支援相談員に入っていたことで、子供たちが措置解除後に非常に安定した生活が営めるという点ではありがたいことなのですが、10年間ということで考えますと、これからますますそういう子供たちが増えてくるということでは、一定程度自立支援相談員の方の増員なども含めて考えていただきたいと思います。

○新保部会長 里親等委託率の向上に関する事、それから自立支援相談員に関する事など御指摘いただき、ありがとうございます。

ぜひ参考にしていただければと思います。

○武藤委員 まず、資料5「社会的養育推進計画における「代替的養育が必要な児童数」について」ですが、今、各子供家庭支援センター等が中心になりながら家庭支援を結構やっていて、措置にするのか代替的養育のほうに行くのか、それとも在宅でやるのかということで非常に迷うケースが非常に大きいのではないかと思います。

ですから、どこまで手をつけるかによってこの数値は相当変わってくるような気がします。具体的には、子供家庭支援センターがその辺りのことで、本当は施設や里親に余力があればそこに措置したいと思うケースがどのくらいあるのかだとか、子供家庭支援センターが東京都で定着してもう結構年数もたっているのも、その実態だとかそういうものをもう少し掘り起こしてみる必要があるのではないかと、1つ意見としてあります。

もう1つ、里親等委託率のところですが、これも今、フォスタリング機関を設置して割と活発に動いているところがあり、また、各児童相談所がこの5年間、あと10年間の目標数値、これが妥当なのかどうかという具体的な意見をみる必要があるのではないのでしょうか。目標設定の根拠に対する、それぞれの児童相談所や各フォスタリング機関がリクルーターを置いて、今、リクルートを積極的にやっていると思うのですが、その個々の目標数値というのですかね、それがどういう目標数値でやっているのかについて、もう少し現場の実態や意見も聞いて最終的な目標数値などを決めたほうがよいのではないかと思いますので、発言させていただきました。

○新保部会長 代替養育が必要なケースがまだ眠っているのではないかと、それからフォスタリング機関が現在抱えているようなケースもあるのではないかと、御指摘があったので、実態をしっかりと見ながら数値の設定、最終段階まで色々な情報を集めていただければと思います。

ほかに、いかがでしょうか。

○齋藤委員 今の武藤委員のお話を伺っていて思ったのですが、代替養育が必要な児童数の

中で、在宅にいるか施設などで分離していくか、そのほかに代替養育というところがあるかと思うのですが、もしかするとその間に、前回もお話ししたと思いますが、資料の24ページ、東京都で令和2年に検討した中に「予防的支援」と載っていて、母子生活支援施設みたいなものを親子分離しないで使うという選択をすると、さらに数の目標がやりやすくなっていくのではないかと思いますので、ここで数を見ていく中で、そうした親子分離しない場合の利用の仕方も考えていただけるとありがたいと思いました。

○新保部会長 貴重な御意見ありがとうございます。

○都留委員 一時保護のところで、どうしても乳児院が一時保護所機能を持っているというところを考えますと、乳児院での一時保護の数字は入れておいていただきたいと思います。昨年度の乳児院のデータの中では一時保護316人という数が出ていますし、もちろん措置に切り替わる子供もいますが、現状からすると、基本的に一時保護で入ってきて、そこからというところがどうしても乳児院の中では多くありますので、その部分にどれぐらいの子が入っているかというところ、本来、一時保護の部分も2か月ぐらいというところではあるのですが、実際1年近く一時保護というケースも珍しくないという言い方になりますが、乳幼児のところでの難しさがあると思うのですが、そういった現状があることも、知っておいていただきたいと思いました。

もう1点、ショートステイが重要だということもありますが、ショートステイに触れているような部分が必要ではないかと思っております。

もう1点が、先ほど武藤委員が言われていましたが、一時保護所から施設に入っていく子供はおそらく東京都でも2割いないのではないかと思いますので、多くの子供たちが基本的には地域に戻っていくということでは、地域のサポートの在り方であるとかといったところも一定触れておかなければいけないのかなと思います。

○新保部会長 幾つか計画に入りたい内容について御発言がありましたが、事務局のほうで何かお考え等があったら御発言いただければと思います。

○事業調整担当課長 一時保護委託につきましては、統計としては内訳はありますが、どのような形でできるかどうかも含めて、また検討させていただければと思います。

ありがとうございます。

○新保部会長 よろしいですか。

○企画課長 いただいた御意見を踏まえまして、できる限り反映できるように検討したいと思います。

ありがとうございます。

○新保部会長 ほかに、いかがでしょうか。

○田中委員 掛川委員からも御指摘ありましたが、「4 自立支援の状況」について、今回力を入れるということですので、東京都がこれまでずっと調査されてきた退所者の実態調査をもう少し入れるとよいのではないかと思います。

私が今、見ているのは平成29年のものですが、40ページの中で、「進路に関する相談は十分にできたか」というところで「十分に相談できた」が39.1%、「大体相談できた」が38.5%、合わせると8割が「相談できた」と回答している一方で、「相談はできたが不十分」の割合が15.1%、「全く相談できなかった」が7.2%であったりとか、「退所（措置解除）を希望していたか」というところで7割は「希望していた」とありますが、18.6%は「希望していなかった」と少し厳しい現状も書いてはあるのですが、そういった統計を入れながらもここに力を入れるのだという、さらにもう少し自立支援強化の裏付けとなるような統計があるとよいのではないかと思います。

措置延長についても「知っていた」が61.5%、「知らなかった」が38.5%と、これはあまり直視したくはないですが、かなりリアルな統計だと思いますので、こういったことも入れることを検討していただきたいと思っています。

こういった計画を策定する際、やはりデータばかりで、子供たちや職員の気持ちはデータにできない部分があるかと思いますので、現行計画のコラムみたいな感じで感情的な部分はフォローするとか、そういった構成も検討いただけるとよいかなと思います。

○新保部会長 最後の御意見は、読みやすいようなものを意識したほうがよいのではないかと御指摘ですね。ありがとうございます。

ほかに、いかがですか。よろしいですか。

では、先に進めさせていただきます。

第3章の記載項目ごとの議論に進みたいと思います。

まず目標1「当事者である子供の権利擁護の取組の充実」について、御説明をお願いしてよろしいでしょうか。

○子供・子育て計画担当課長 それでは、御説明します。38ページになります。

まず、第3章の構成について御説明したいと思います。

1から9の目標ごとになっている章ですが、構成は全て同じです。まず最初に二重囲みで「目指す方向性」を記載しております。その後に「現状・これまでの取組」を項目ごと

に分けて記載しておりまして、その後に、目標１ですと４０ページにありますが、「課題と取組の方向性」として、課題と、それに対応する形で取組を１から枠囲みで記載しております。その後、ほぼ国の策定要領を引用したのですが、最後に「評価指標」をつけてございまして、指標ごとに関連する取組を記載してございます。

それでは目標１「当事者である子供の権利擁護の取組の充実」について説明します。

「目指す方向性」といたしましては、「子供の権利の更なる啓発」、「意見表明等支援員の導入促進」、「子供の権利を守るための仕組み」、こちらは児童福祉審議会への子供の申立てのことを言っているのですが、こちらの適切な運用、「被措置児童等虐待へのより速やかな対応」としております。

「現状・これまでの取組」については記載のとおりでございまして、今回は取組の方向性を中心に御説明したいと思いますので、４０ページを御確認ください。

「課題１ 子供の権利に関する更なる啓発」でございます。

まず「取組１－１」といたしまして、委員の皆様からもありましたとおり、子供の権利ノート等の改訂を行いたいと考えています。意見表明権の保障や児童福祉審議会への申立て制度など、児童福祉法の改正を反映した形で子供の権利ノートを改訂するとともに、一時保護児童に権利を説明するリーフレットの見直しも実施していきたいと考えております。

「取組１－２」といたしましては、「子供に対する子供の権利の啓発の更なる推進」ということで、子供に対して施設職員以外が、今で言うと東京都の職員になりますが、子供の権利ノートの説明訪問を行っています。それを児童養護施設以外にも拡大することや、幼児や障害児への権利の説明も検討していきたいと考えています。

「取組１－３」といたしましては、職員に対する啓発になりますが、現在実施している子供の権利擁護に関する職員向けの説明会につきましては、参加者が子供との関わりの振り返りができるようにするなど、より実践的な内容に見直し、また、より多くの職員が参加できるよう開催方法の検討もしていきたいと考えています。

次のページ、「課題２ 意見表明等支援員の導入先拡大」でございます。

「取組２－１」でございます。意見表明等支援事業の課題としては、本当に措置児童が多いため担い手の確保というところがありますが、今、実施しているモデル事業の結果も踏まえながら、導入先は拡大の方向で検討しております。

「取組２－２」といたしましては、こちらも委員の皆様から機能させることが重要だ、形式にとらわれないようにという御指摘がありましたので、指標にも設定させていただき

ましたが、子供へのアンケート調査を通じてしっかりと満足度等を把握しながら、常に制度が機能しているかを検証しながら進めていくこととしております。

「取組２－３」です。「児童相談所設置区と連携した意見表明等支援の実施」としてありますが、制度については今、東京都や児童相談所設置区で実施状況にばらつきがあり、皆さん始めたばかり、始めつつあるという状況でございます。委員の皆様からの御意見も踏まえまして、児童相談所設置区と成果や課題を共有しながら、子供の支援に差が出ないよう、この事業を広域で実施できるように連携していきたいと考えています。

続きまして４１ページの下、課題３になりますが、「子供の権利を守るための仕組みの適切な運用」です。こちらは子供本人の申立て制度をより分かりやすく周知するということでございます。

こちら先ほどと同様、児童相談所設置区と制度が並立しておりまして、子供がどこにどのような申立てができるのかを分かりやすく周知する必要があると委員の皆様からも御指摘を受けましたので、児童相談所設置区の取組状況を踏まえ、より分かりやすい周知内容に見直していくとしております。

「課題４ 被措置児童等虐待へのより速やかな対応」です。

東京都では予防や早期発見など様々な取組もしているところではありますが、今、１番の課題といたしましては、より速やかな対応というところでございますので、取組といたしましては、より迅速に対応するため、被措置児童等虐待の過去事例の整理や分析を進めまして、過去事例などを参考にしながら事実認定や調査の効率化を、効率化といっても丁寧なということはもちろんですが、判断等を速やかにしていくというように考えております。

「評価指標」については、記載のとおりです。

説明は以上になります。

○新保部会長 ありがとうございます。

ただいま目標１について御説明をいただきました。

委員の皆様、御質問、御意見などいただけたらありがたいです。お願いいたします。

○横堀副部会長 御説明ありがとうございました。

４１ページを拝見しての意見です。ツールも活用しながら子供の権利擁護の仕組みや、子供の権利ノートをバージョンアップしたものを改めて子供に説明すること等、丁寧な取組がなされることは、本当に大事だと思います。

以前この専門部会でお出しした意見とも重なってしまうのですが、そうした子供に説明して、子供の手の中に権利行使の手段を届けていくことだけではなく、養育者、子供に関係する大人にも説明を適切に届け、すでにある仕組みが適切に運用されるようにしていくことが同時に必要になってくると考えます、そこで、その辺りも、今後に向けてできれば文言でしっかり盛り込んでいただけるとありがたいと思います。

○新保部会長 ほかに、いかがでしょうか。

○中板委員 「目指す方向性」の「子供の権利の更なる啓発」というところにかけて、これまでずっと妊娠期からの包括的なということも含めて考えますと、子供の権利の中にいわゆる幼児、小学生以上というのは書かれておりますが、乳児が置き去りにされているなどと思います。乳児については自ら声を出すことはできませんが、いわゆる生存的、そして愛情を欲求する、そういった欲求を訴えているというところもありますので、親を支援していく上でもそういった啓発もとても重要なのではないかと思いますので、可能でしたら記載していただけるとありがたいと思います。

○新保部会長 ほかに、いかがでしょうか。

○齋藤委員 ここにつきましてはこれまでの意見等を反映してつくられていると伺っているのですが、少しまだ私が読み切れなかったというか、分からないところがありましたので、質問させていただければと思います。

例えば、以前からお話ししていた母子生活支援施設が色々な研修等に、例えば意見表明に関することだったり子供の権利に関することだったり、様々なところで研修も含めた色々な考え方についての会議に入ることが少なかったので、今回39ページや40ページ、例えば39ページの1番最後の「施設等」だったり、40ページの1番最後の枠で「職員等」と書いてあるところは母子生活支援施設も該当するのかを、改めてお聞きしたいと思います。

もう1つお聞きしたかったのは、40ページの1番上にありますように、子供の権利ノートの作り方については作り直しをしていくということと、この先どのくらいかかるのか分かりませんが、作るのに結構時間がかかるのかなと思ってはいるのですが、その中に、私からも希望を出させていただいた親への視点ということで、統合する際に特に親に対しての説明もきちんとしていくことが必要になってくるかなということを踏まえて、難しい部分があるかと思いますがぜひ検討していただいて、どこかで親に関することも含めて子供の権利に対してのことを入れるようなものをつくっていただければありがたいと思いま

した。

○柏女委員 何度もすみません。

43ページの上から2つ目の四角の中の指標ですが、ここは今後調査予定となっていて、その前の取組や方向性でも「アンケート調査を実施し」となっているのですが、これはいつ頃の予定になっているのでしょうか。

○新保部会長 幾つか御質問もあったので、回答できるものを御回答いただいてよろしいですか。最後の、いつ調査をやるのかも含めてですが。お願いいたします。

○子供・子育て計画担当課長 私から回答します。

順番に回答します。幼児や乳児への権利の啓発についてですが、今年度、3歳以降向けにはアニメーション動画を作って啓発しているところですが、乳児については今後の検討かと考えております。

あとは、子供の権利ノートのハンドブックを今後整備するなどして、解説なども分かりやすく記載する予定ですので、母子生活支援施設などでも活用していただければよいかと考えているところです。

母子生活支援施設は「等」に入るのかという御質問に対しましては、39ページの「被措置児童等虐待への対応」については「被措置児童」なので該当しないですが、啓発などの研修に関しては、母子生活支援施設を対象にできると思います。今年度、実施している権利の啓発の説明会につきましては既にアーカイブの動画を配信していて御案内できますので、別途御連絡を差し上げたいと考えております。

調査の時期ですが、これは被措置児童全員に対して今後満足度調査をしていくもので、本計画で設定した指標に対してどれだけ成果が上がっているかを確認する調査になりますので、来年度以降を予定しております。

以上でよろしいでしょうか。

○柏女委員 それについての意見をよろしいでしょうか。

○新保部会長 お願いします。

○柏女委員 調査は来年度以降ということですが、これを指標として設定するとすると、何を指すのかということと調査項目を連動させていく必要があるだろうと思うのですね。例えば50%だったものを指標として5年後には80%にするといった形で設定すると、その項目も非常に具体的で可視化できるようなものでなければならないし、同じような調査項目でやらなければいけないと思うので、最初の議論が非常に大事だと思うので

すね。

例えばその項目をつくるときに、少し例を考えたのですが、例えば「自分の気持ちをたくさん聞いてもらえると思う」という子供、これは豊島区でやった場合は50%ぐらいだったのですが、それを80%にするとか、例えば「自分の気持ちや意見が大切にされていると思う」という調査項目を80%にするとか、あるいは数字にできなければ増加させるといった形にするのは大事なのかなと思いました。

その基本のところ、例えば施設やファミリーホーム、里親での生活が安心できるといった基底がまずあって、そこから意見が尊重されているかというような構造化された質問も大事になってくると思うので、少し注意が必要かなと思います。

私がもう1つ大事だと思うことは、自分の生い立ちについて整理ができているとか、これは年齢にもよりますから何とも言えないところはありますが、そのような少し毛色が変わった、しかし大事な項目も入れていただけるとよいのかなと思います。

なるべく早めにして、次年度からこの計画が始まるわけですから、次年度中にはやって、そこにこの計画を改定して指標を入れていく形にさせていただいたほうが基底がはっきりするので、5年後の調査との比較ができるので、そのほうがよいかなと思いました。

すみません、少し長くなりましたが。

○新保部会長 貴重な御意見ありがとうございます。

スタート地点から指標をつくって考えて先に進めていくというのは、おそらく必要だろうと考えます。どうぞよろしくお願いいたします。

○武藤委員 柏女委員の意見に続いて、同じような意見になるかもしれませんが、41ページの「課題2 意見表明等支援員の導入先拡大」のところの2番目に該当すると思うのですが、意見表明を支援するための制度を継続的に検証する必要があると思います。そのために子供たちにアンケートを取ったりするのではないかと思います、この「検証」という意味が、例えば児童福祉審議会の子供権利擁護部会等々にきちんと報告して、それを検証する場が必要なのではないかと考えています。ただ報告しただけで方針が方針で終わっているところが割と多いものですから、やはり検証が非常に大事で、前回、掛川委員もおっしゃっていましたが、この検証作業の部分をもう少しきちんとするということで、「取組2-2」に、結果については子供権利擁護部会等に報告し、基本的には公表していくこと等も含めてやらないといけないのではないかなと思いました。

○新保部会長 ぜひ前向きに進めていただければと思います。

ありがとうございます。

時間の関係で、次の目標2に移らせていただこうと思います。

目標2、「パーマネンシー保障の考え方に基づく支援体制の構築」について、説明をお願いいたします。

○家庭支援課長 目標2「パーマネンシー保障の考え方に基づく支援体制の構築」について、御説明させていただきます。

「目指す方向性」は3つございまして、「妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施・充実」、「家庭的養育優先原則とパーマネンシー保障に基づくケースマネジメントの徹底」、そして「移行期の連携体制の構築」でございます。

こちら「課題と取組の方向性」を中心に御説明させていただきます。

具体的な方策の方向性を御説明させていただきますので、46ページでございます。

まず「取組1-1」でございますが、「こども家庭センターの体制強化」でございます。これまでの専門部会におきまして、保護者のスティグマとならないような予防的支援を一層推進するべきとの御意見がございました。東京都といたしましても、これまで4つの自治体でモデル実施をするなど、そうした取組を進めてきているところでございますが、今後は令和6年度から施行されています国のこども家庭センターの仕組みを活用しながら、これまで東京都が取り組んできた妊産婦のゆとり感を用いた虐待の予防的支援の独自の取組を全都的に実施していきたいと考えております。

続きまして「取組1-2 地域での切れ目のない支援体制の充実」でございますが、妊産婦への面談等の伴走型相談支援や家事育児サポーターの派遣などの取組を行う区市町村への支援を充実させてまいります。このほか、専門部会でも、家庭支援の中で特にショートステイの強化が重要との御意見もございました。2つ目の○は、令和6年度から始まりました国の家庭支援事業でございますが、その中でも子育て短期支援事業ということで、ショートステイの機能を区市町村が主体となって取り組むということでやっておりますが、その支援の充実を検討するとともに、3つ目の○もショートステイのことでございまして、母子生活支援施設などの地域の資源を活用した母子一体型ショートステイや、養育家庭のショートステイの協力家庭の拡大を推進していきたいと考えております。

次に「取組1-3 特に支援が必要な妊産婦への支援の充実」でございます。

1つが、支援が必要な妊産婦を地域で支えるネットワークの構築について検討を行ってまいります。また、民間事業者との連携ということで、国の妊産婦等生活援助事業を活用

しまして、民間事業者と連携した特定妊婦等への支援を充実してまいりたいと考えております。

次に「課題２ 児童相談所のケースマネジメントの徹底に向けた体制強化」でございます。

「取組２－１ 児童相談所の体制の一層の強化」ということで、これまでも毎年、計画的に児童相談所の専門職の増員を図っております。引き続き家庭養育優先原則とパーマネンシー保障を徹底するマネジメント体制の強化に向けて、更なる増員を図ってまいります。

次に、「取組２－２ 進行管理の徹底とフォスタリング機関との連携強化」でございます。各児童相談所におきまして里親等の委託率や課題を定期的に共有しまして、進捗状況の確認を徹底してまいりたいと考えております。また、フォスタリング機関と連携した里親へのきめ細かな支援体制の充実強化を図ってまいります。

最後に「課題３ 移行期における連携体制の構築」についてでございます。

４７ページになりますが、要保護児童対策地域協議会等のネットワークを通じまして、関係機関が相互の理解を深めながら途切れずに支援していくための、きめ細やかな情報共有体制の取組を検討しておりますが、現在でも東京都として独自に、各区市町村に対して、要保護児童対策地域協議会でネットワークを強化するための職員配置の支援などを行っているところでございますが、そうした取組の成果などを確認、また課題も検証しながら、更なるきめ細やかな情報共有体制や取組といったところを検討してまいりたいと考えております。

説明としましては、以上でございます。

○新保部会長 ありがとうございます。

ただいま目標２について御説明いただきました。

委員の皆様、御質問、御意見などお願いいたします。

○齋藤委員 ４５ページから４６ページにかかるところで質問させていただきたいのですが、１つが妊娠期のこと、もう１つが母子一体型ショートステイのことです。

１つ目のところが例えば４６ページの「取組１－３」として見ていくか、ネットワークの話として４５ページで見ていくか分からないのですが、この先、東京都でも妊産婦等生活援助事業が始まっていったときに、また、東京都での計画が進んでいって、それぞれの基礎自治体ごとに色々な計画を立てていかれることと思います。

その際に、全国で今、課題になっているのが、各区市町村ごとに事業を実施しているの

で、相談とその後の生活、居住支援的なところを一緒に受けている場合と別々で受けている場合と2種類のやり方になっているかなということで、すみません、説明がうまくできなくて申し訳ないのですが、特定妊婦の方や若年妊婦の方を含めて困難を抱えた状態で妊娠されている方は色々な場所を移動している可能性があるのも、その自治体の事業に該当させていくような視点で見ていくと、そこの住民でないとなかなか支援が受けられないといったことが、今、ブロックが始まっているということで全国の会でその相談の話が出ていたので、この先、東京都が始まっていくときに、都内での広域という視点をどうするかということと、東京都以外の方たちが入ってきたときの対応をどうするかが、この先のネットワークの考え方には結構重要な課題になってくるのではないかとということが気になっていたのが1つです。

もう1つは、「取組1－2」の3つ目の○にある母子生活支援施設の母子一体型ショートステイについての質問ですが、以前から東京都では母子一体型ショートケア事業があって、私の認識では、出産の対応もできて親子ショートステイのような対応も色々な形でできるような事業として非常によく考えられているものだと思っていたのですが、今回、妊産婦等生活援助事業が始まっていくにあたって、ここの項目のカテゴリーの中ではこれは出産後の支援の話だけ、そういうものではなくて親子ショートステイのような役割で書かれているのか、それとも両方の視点で書かれているのか、教えていただければと思います。

○新保部会長 幾つかあるみたいなので、まずここで御回答をいただいてよろしいですか。

○家庭支援課長 御質問ありがとうございます。

今、齋藤委員からお話がありましたように、特定妊産婦の方の相談支援という部分と、そういう中で居場所や生活に困っている方の居場所支援、生活支援というものがあって、お話のように、今後東京都として妊産婦等生活援助事業を進めていく上では、地域で相談を受けている部分と東京都で広域的に行う居場所支援、生活支援というところをうまく機能するようにつなげていくことが重要だと思っております。

したがって、これから事業を推進していくにあたっては、地域の区市町村と連携できるような仕組みの構築をしっかりとやっていく必要があるかなと思っておりますので、そうしたところも含めて、今後進めていきたいと思っております。

2点目でございますが、先ほど申し上げた妊産婦等生活援助事業は妊婦の段階から継続的に関わって支援するという部分でございますが、一方で、母子一体型ショートケア事業につきましては、見守りが必要な母子等に対して母子生活支援施設を活用して滞在型のシ

ョートステイを行って、育児や家事の指導、支援を行っておりますので、妊婦の段階からの支援というところでは、妊産婦等生活援助事業と母子一体型ショートケア事業ということで、事業としてはすみ分けて行っているところでございます。

○新保部会長　ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。

○掛川委員　この項目全体についてでございますが、前半で柏女委員から御提起がありましたように視点のところに⑥を設けるとなりますと、ここが1番影響してくるのかなと思います。

包括的な支援というところで、例えば高齢者であるとか障害者福祉の部分も含むような関係先との連携といったことも明示できるとよいと思いますし、例えば47ページの「取組3」に要保護児童対策地域協議会等のネットワークを通じて関係機関同士で連携しながらということが書かれてございますが、「取組3」で書かれていることはもう既に東京都でもやっていることかと思しますので、さらに包括的な連携が充実するような形で書きぶりを整えていただけるとよいと思います。

○新保部会長　ありがとうございます。

その方向でお願いできればと思います。

○能登委員　パーマネンシーの問題は、子供の成長にとってとても大きなことだと私たちは思っています。ところが、里親に委託されて1年未満に解除されているというケースが35%出ております。そういった中で、パーマネンシー保障が十分になされていないことが1つの大きな問題になっているのではないかと思います。

施設、乳児院等から委託される子供については比較的丁寧なアセスメントや交流の機会を持っているのですが、そうでない一時保護委託の子供に関しては、きちんとした対応がされないままに委託されていくという状況があつて、その辺りのところから一時保護委託の子供が1年未満で解除されていくケースが多くなっているのではないかと考えております。

そういったことを防ぐために、例えば今、里親専門相談員の方たちに半年間子供の対応について見ていただいているのですが、それを半年と限らずにもう少し丁寧に見ていただくような状況をつくっていただくと、1年目の、里親も大変な時期にとってもよい効果が上がるのではないかと思います。

それから、施設の機能を利用して一時保護委託をされた子供達が、精神面や心理面での

調査をしていただくようなことも有効ではないかと思っています。

また、思春期の解除の問題ですが、小中学校のときには結構うまくいっていたものが、思春期になると問題行動や反抗等でなかなかうまくいなくなっていくというようなことがあるのですが、一時的なことも結構多いので、1年間ぐらいをめぐりに施設で預かっていただいて、里親の再教育や子供の意思を確認するようなことの中で、再委託というようなことができていくとよいのではないかと、それがひいては委託率の向上につながることもあるし、子供が解除後に里親とまた関係を持つということが割と見られる中で、施設に移った後もそういう交流ができると、今はできていない状況があるので、できていくとよいのではないかと思いますので、その辺りの検討をぜひ東京都としても行っていただきたいと思っています。

○米山委員 44ページの「パーマネンシー保障の考え方に基づく支援体制の構築」の「目指す方向性」で、「妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施・充実」ということで、先ほど掛川委員からも御指摘がありましたが、私が申したいのは困難を抱える妊産婦というところで、例えば障害児入所施設の養育者の問題というときに統計がありまして、3割が知的障害の親なのですね。そういった要支援というときに、障害部門の方々がしっかり入ることで、ただ寄り添うだけでなく具体的にマネジメントをしないと難しいケースもございますので、ぜひ障害児相談だとかそういったところの連携を書き込む。これは前回お話したように、こども家庭センターができた中で、国のほうには障害部門というものが書き込んでありますが、ぜひその辺りの連携は妊娠期からということ、それから、いわゆる産婦人科協会も含めて医療との連携はやるようになっていますが、妊産婦のメンタルのケアも含める医療の連携というところも、細かい文言になってくると書き込まれるのだと思いますが、ぜひその視点をしっかり持った形で方向性を書き込んでいただければと思います。

○新保部会長 時間が大分押してきておりますので、ここは武藤委員までで終わりにしたいと思います。

○武藤委員 前々回に質問すればよかったかもしれませんが、東京都の社会的養護の下で育つ児童のパーマネンシー保障という視点で、結果的に、いわゆる施設だとか居場所をたらい回しという言葉はよくないのですが、そうになってしまう子供がどのくらいいるのかということを、東京都として俯瞰して、しっかりとパーマネンシー保障が確立できていない子供たちのチェックを行うセクションが東京都の児童相談所の中にあるのかどうかを聞いた

かったのです。私が児童養護施設の施設長をしていたときも、乳児院、里親、それから児童養護施設、児童自立支援施設、それからまた児童養護施設に行って最後に自立援助ホームに行った子供がいるのですが、本当にそういう点では、その場その場ではアセスメントしながら最善の利益を追求していると思いつつ、長期的な視点で考えるとそうならないケースがあるような気がする。そのチェックは児童相談所のどの部署でされているのかをお聞きしたいなと思ったものですから、質問しました。

○新保部会長 御質問に対して、回答できる範囲でお願いいたします。

○家庭支援課長 基本的にはそれぞれのケースを担当している児童福祉司が個々のケースの状況を見ながら支援をしているのですが、児童相談所としてはそういう中で定期的な進捗管理の会議などでケースの状況は共有しながら、中長期的にどういった支援の方向性が望ましいか検討している状況ではございます。

○武藤委員 では、全体でそういうことをチェックする人とか場所はないということですか。それぞれでやっているということでしょうか。

○家庭支援課長 そうですね、それぞれです。児童相談所としてそういったものは共有しながら考えているところです。

○新保部会長 何か御提案があればお願いいたします。

○武藤委員 やはりそういう子供たちが現にいるので、全体を俯瞰してそういう子供たちがいないのかどうかということはしっかりと確認しないといけないのではないかと思います。それぞれ児童福祉司や児童相談所で一生懸命支援計画を立ててやっていると思うのですが、結果的に見ると安定的な場所が確保できていない子供がいるということは、きちんとチェックしなければいけないのではないかと思いますので、今後、できればチェックする機関や担当者を明確にするよう検討していただければと思ったところです。

○新保部会長 ありがとうございます。

もう1つ、目標3をやって10分間の休憩に入りたいと思いますが、何かありますか。

○中板委員 先ほど意見表明権のところでお話しさせていただいて、検討いただけると理解しましたが、このパーマネンシーのところを見ても、妊産婦の悩みやニーズに適切に応えるですとか、予防的に虐待予防していくですとか、そういったことが書かれています。国連は、乳児も権利の保有者であり意見表明権も有していると言っておりますし、言語にならない様々な表情などもキャッチしていくのが大人の責務だと言っているわけですので、これから出すこの計画の中にいわゆる0・1・2歳児の意見表明が一言も触れられていな

いのは、とても残念かなと思います。

ぜひ乳幼児の意見表明が、いわゆる保護者がそれをキャッチできていることを私たちがトライアングルで説明していくことで愛着形成を促すですとか、産後うつが減るとか、そういった海外の統計もありますので、ぜひその辺りについては御配慮いただいて、意見表明権のところにでも入れていただくとストーリーがつながるのではないかと思います。

○新保部会長 ありがとうございます。よりよい計画にするためには必要な御意見だなと感じますので、その方向で御検討いただければと思います。

何かコメントはありますか。よろしいですか。

では目標 3、「家庭と同様の環境における養育の推進」について、お願いいたします。

○育成支援課長 事務局、育成支援課から、家庭と同様の環境における養育の推進について御説明いたします。

48 ページになります。

「目指す方向性」としては、里親制度の普及や登録家庭数の拡大、社会的養護を必要とする児童の里親等への委託の促進。また、里親の養育を支える里親への支援の部分、それから特別養子縁組に関する取組の推進を挙げております。

取組の主なところを御説明させていただきます。49 ページ以降に記載しております。

「取組 1-1」としては、ニーズが様々ということで、乳児や高齢児なども含めて様々なニーズがあることを周知しながら、効果的なリクルート方法を検討していきたいというところを入れております。

また、「取組 1-3」にありますとおり、フォスタリング機関が令和 7 年度から東京都内の全児童相談所に入った状態でスタートできる予定となっておりますので、より一層区市町村等と連携したリクルート活動を強化していきたいと考えております。

「課題 2 里親に対する支援」の部分は、先ほど申し上げたとおりフォスタリング機関が全区の児童相談所に入ることもありますが、これまでの専門部会でも御意見いただいておりますとおり、今後、児童福祉法に基づく里親支援センターの移行を視野に入れまして、これまでのフォスタリング機関の取組実績の評価などをしてまいりたいと考えております。

それから、「取組 3-1」、「取組 3-2」に特別養子縁組について記載しておりますが、乳児院や民間あっせん機関等の関係機関とも連携しながら、特別養子縁組の推進に取り組んでいきたいと考えております。

また、52 ページですが、特別養子縁組成立後の支援についても記載しております。

御説明としては、以上でございます。

○新保部会長　ありがとうございます。

目標３について御説明いただきました。

委員の皆様、御質問、御意見などお願いいたします。特にございませんか。

○田中委員　フレンドホーム等は、この領域には入らないということですか。

○新保部会長　ほかに質問ありますか。よろしいですか。

では、御回答をお願いいたします。

○育成支援課長　里親委託の推進のところでフレンドホームについては記載していないのですが、里親のところで触れるのか施設のほうで触れるのか、フレンドホームの取組についても確かに社会的養護の子供たちに向けてということで実施しておりますので、こういった形で入れるかは少し検討させていただきます。

ありがとうございます。

○新保部会長　ほかにございますか。

○都留委員　特別養子縁組の東京都が取り組んできた新生児委託の里親、早い時期に赤ちゃんを委託していくという取組について、その窓口の担当者が児童相談所の児童福祉司お一人では非常に難しいところがあるなと考えております。そこの職員の方をチームとして、東京都としてその方をどんな形で支えながら、次の方になっても継続して同じような形でサポートできるとか、複数の方の配置が要るかなと思っております。

８年やってきた中で、今、課題になっているようなところを明らかにしながら取り組んでいくことが必要かなと思っていますので、実際問題、担当者が今、各乳児院にお一人ずつですが、そこが一人では到底回らないような部分になっているのと、一方では、希望する里親たちが非常に増えてきた中で、乳児院からそういった候補になる子供が今度は少ないといったこともここに書かれているとおりですが、民間あっせん機関と東京都がやっている乳児院を活用しての部分とどう連携しながら、適した里親のところにしっかりと委託できるような形を今後もつくっていただければと思っています。

○新保部会長　ほかに御意見ありますか。

○武藤委員　フォスタリング機関事業について意見を申し上げたいと思います。

前々回の会議の中で、フォスタリング機関がどちらかというと児童相談所のセクションの、下部組織という形で今、運営しているのが東京都のやり方になるのですが、そこでもこれまでも能登委員や私から意見を出させていただいていますが、今回法改正によって、

里親支援センター化するというのであれば、里親がより相談しやすい機関やしっかりと民間がやる意義なども前面に出しつつ、この機能の独立性という部分を担保することが必要だと思います。フォスタリング事業がスタートの時点ではなかなか難しかったと思うのですが、今後５年１０年の計画の中では、児童相談所から独立してフォスタリング機関を民間がやる優位性みたいなものをもう少し出していくことが必要だと思います。

この提言の中では触れていませんが、表現の仕方はお任せしますが、そういう方向性みたいなものを反映させるようにしていただきたく意見を出させていただきました。

○新保部会長 取り入れていただければと思いますが、いかがですか。

○育成支援課長 ありがとうございます。

まず最初の新生児委託のお話につきましては、今、乳児院に委託して実施していますが、その受託していただいている乳児院側とその窓口となる東京都の体制を含めて、こういった体制がよいのかというところでは検討してまいります。

フォスタリング機関につきましても、どこまで記載していくかというのがありますが、当然方向性として、里親支援センターにするにあたってフォスタリング機関、里親支援センターと児童相談所との役割分担といったところはしっかり考えていきたいと思っておりますので、記載についてはまた検討させていただきます。

ありがとうございます。

○新保部会長 ありがとうございます。

ここでちょうど真ん中を過ぎましたので、１０分は取れないのですが、１８時４０分再開で目標４に移らせていただきたいと思います。

前半お疲れさまでした。１８時４０分にお戻りください。どうぞよろしくお願いいたします。

午後６時３３分 休憩

午後６時４０分 再開

○新保部会長 １８時４０分になりましたので、議事を再開したいと思います。

目標３まで済みましたので、目標４、「施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備」から議論を行いたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

○育成支援課長 目標４、「施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備」について御説明いたします。

「目指す方向性」としては、施設の小規模化・地域分散化という視点と、地域の子育て家庭や里親子の支援を行うなど多機能化の推進、障害児入所施設の中でも家庭的環境の下で支援を受けられる体制の整備としております。

取組について御説明させていただきます。

56ページ以降に「課題と取組の方向性」を記載しております。

グループホーム等の設置の推進というところは変わりないのですが、グループホームに勤務する職員の体制や負担軽減のための支援の検討を取組の中に入れております。

また、施設の多機能化の部分では、乳幼児期における家庭養育推進のため、乳児院における里親等委託の推進に向けた体制の強化や、地域の子育て支援の場として児童養護施設や乳児院、母子生活支援施設を活用していくところを記載しております。

それから、一時保護委託の受け入れについて、今、乳児院や児童養護施設でも取り組んでいただいているところですが、こちらについてもなお一層進めていきたいと考えております。

○障害児・療育担当課長 続けて、障害児の入所施設の部分について御説明いたします。

「目指すべき方向性」については先ほど説明がありましたので、割愛いたします。

「現状・これまでの取組」でございますが、55ページの「3 障害児入所施設における支援」として、(1)に国の動向を記載してございます。

今回、○の1つ目、策定要領に、障害児入所施設においてもできる限り良好な家庭環境の下で支援を行うことが必要と明記されたこと、○の2つ目で、運営基準に障害児入所施設においても努めなければならないとされたこと、○の3つ目で、報酬におきましてもより小規模なケアへの評価見直しがされたことを記載してございます。

次に、(2)として都の取組を記載してございます。

現在の施設や報酬算定を行っている施設数と、障害児入所施設からの建て替えや改修等の相談があった際に助言を行っていることについて記載してございます。

続きまして「課題と取組の方向性」について、57ページに、「課題3」としまして「障害児入所施設における支援」について記載してございます。

ユニット化にあたりましては、前回も御説明しましたとおり、ハード面やソフト面への対応が必要との課題がありまして、「取組3」としまして、引き続き人件費等の運営費、施設整備費の補助、ユニット化への助言なども含めまして適切な周知も行い、良好な家庭環境の整備に向けて努めていくことを記載してございます。

説明は以上でございます。

○新保部会長　ありがとうございます。

この件について、御質問、御意見などいただけたらありがたいです。お願いいたします。

○齋藤委員　54ページの「現状・これまでの取組」の2に「施設の多機能化」とあるのですが、ここに母子生活支援施設の名前を入れていただいて、本当にありがたく思っております。

一方で、先ほど米山委員がおっしゃっていましたように、妊産婦もそうですが、ショートステイのところ等もかなり色々な障害の子供が増えてきておりますので、そうした対応ができる体制づくりも一緒に併せて考えていただけるとありがたいと思っております。

○新保部会長　ほかにございますか。

○米山委員　1つは、おそらく誤植だと思いますが、「目指す方向性」の3つ目の○で「児童が、良好な家庭環境の下で」となっていますが「家庭的環境」だと思いますので「的」という文字と、「できる限り」というのは結構大事な文になると思うので、ここにも「できる限り」と書いていただきたいのと、先ほど子供の意見表明権のところ「幼児、それから障害児」と入れたと思うのです。ここに、「障害児の」と言うと、要は子供の障害児の権利といいですか、子供の権利をここに、良好な家庭的環境の整備という方向性の中に「子供の権利を尊重する」という項目を1つ入れてみたらいかがかなと思います。

第5次の障害者基本計画の中に、子供も含む障害者の意見表明権を尊重する、それを推進するということがもう出ておりますし、東京都も、先ほどの子供の権利というところで申していますので、ぜひそこを入れていただくとよろしいのではないかと思います。

○新保部会長　ほかに御意見ございますか。

なければ、幾つか質問がありましたので、事務局から御回答いただければありがたいと思います。いかがでしょうか。

○障害児・療育担当課長　御意見ありがとうございます。

障害児の部分につきましては、中で検討させていただければと思っております。

○新保部会長　先ほどの御質問の「良好な家庭「的」環境」のところは、よろしいですね。

これは意図的にしているわけではない。何かあるのですか。

○障害児・療育担当課長　御指摘のとおり誤植でございますので、そこは直させていただきますと思っております。ありがとうございます。

○新保部会長　御指摘ありがとうございます。

ほかにありますか。

なければ次に移りたいと思います。

目標 5、「心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実」について説明をお願いいたします。

○育成支援課長 目標 5、「心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実」について御説明させていただきます。

「目指す方向性」として、施設におけるケアニーズが高い児童への専門的な支援の充実という部分と、児童相談所における児童、施設関係者等への支援の充実という 2 つの柱でつくっております。

まず、施設におけるケアニーズが高い児童への対応としましては、60 ページ以降に取組の方向性を記載しております。

61 ページにある「取組 1－1」は、「児童養護施設における支援体制の強化」ということで、今まで東京都としては専門機能強化型児童養護施設の体制強化をしてきましたが、ケアニーズが高い児童が増えている現状を踏まえまして、更なる体制の強化を検討しております。

また、今回初めて入れさせていただいたのですが、「児童自立支援施設における支援体制の強化」として、現在、児童自立支援施設においてはかなり心理的なケアが必要な児童が増えていて、児童心理治療施設に近いような状態像の子供も入っているところがございます。「取組 1－2」としまして、そういった児童への対応を行うための心理職の増員や、心理的支援の専門性の向上やスーパーバイズの体制の構築を取組に加えております。

また、自立援助ホームに入所する方の状況もこれまでと変わってきていて、かなり課題を抱えたまま直接自立援助ホームに入居する児童もいることから、自立援助ホームの個別ケアや心理担当などの支援体制の強化の検討を「取組 1－3」として加えております。

また、「乳児院における支援体制の強化」ですが、乳児院にも疾病や障害や虐待、そういった問題を抱えている子供たちも入っておりますので、そういう一人一人の状態に応じたケアや養育を引き続き実施していくこと、また、看護師の増配置といった体制の整備について記載しております。

○家庭支援課長 続きまして、「課題 2 児童相談所における児童、施設等関係機関への支援の充実」について御説明します。

62 ページを御覧いただければと思います。

1 つは、「ケアニーズが高い児童への専門的な支援の充実」でございまして、児童相談センターにおきまして緊急宿泊治療を実施しておりますが、その枠の拡大を目指しますとともに、心理治療的なケアや入院等が必要な児童が円滑に医療につながるように、児童精神科病床を有する医療機関とのネットワークの更なる構築を進めていきたいと考えております。

2 点目が、「児童養護施設等の関係機関への支援の充実」でございます。

児童相談センターにおきまして、児童養護施設等に入所しているケアニーズが高い児童への対応に関してコンサルティングを実施しまして、施設の対応力の強化につなげていきたいと考えております。

次の○でございしますが、国の基準で区市町村において心理職配置が定められているものの、その専門性の発揮がまだ課題となっていると思います。子供家庭支援センターの心理職が児童相談所と連携しながら専門的な支援が行えるように、心理職の専門性の向上に向けた取組も検討してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○新保部会長 ありがとうございます。

目標 5 について説明をいただきました。

委員の皆様、御質問、御意見などいただけたらと思います。

○横堀副部会長 私は、この「心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実」という点がとくに重要だと考えております。計画にしっかり書き込んでいただくとともに、この点につきまして具体化をぜひ急ぎ行っていただきたいということを強く要望します。

私自身は、児童養護施設と児童自立支援施設の養育実践に、これまで直接的にあるいは間接的に関わってきています。また、日頃、研修などで施設職員や施設長の方とお話するときに、今、説明の中でも言っていただきましたが、ケアニーズが高い子供、心理治療が必要な子供の支援の課題をよく扱います。都内には児童心理治療施設が設置されていないこともあって、専門機能強化型施設に指定されている児童養護施設をはじめ、指定されていない施設も含め、奮闘しながら子供の養育を積み重ねている状況があります。別途資料に書いてくださっていますが、児童自立支援施設でも、例えば発達障害と被虐待体験を併せ持つ子供が多様な傷つきをもって入所する中で、生育歴等からくる様々な課題状況を表出します。そういった子供たちと日々向き合っている職員がかなり疲弊している状態にあることも、ケース検討などする中で総合的な状況として見聞きするわけです。

都としては児童相談センターの治療指導課の各施設・養育者へのバックアップ、都立児童養護施設の活用などは既にされているとのことですが、さらなる入所型施設への具体的なバックアップを、心理的・治療的機能の強化とともに強くお願いしたいと思います。

特にそのことを申し上げますのは、例えばリストカットをする頻度が高い子供を複数、しかも小規模ケアの中で抱えている児童養護施設での取り組みの困難や、施設を退所した後に残念ながら自ら死を選んだ当事者のケース等が私の元にも入ってくるのです。そういう経験をすることで、施設の職員はとても心を落として、緊張感をさらに強め、自分たちはすべきことができていなかったのか、社会資源との連携が足りなかったのか、子供との毎日の中で自分たちは一体何をしていたのか等、改めて悩まれます。そして、またその状況から立て直していく難しさを抱えます。そんな悲鳴のような声も聞こえてくるのです。

ですので、インケアで養育の場につながっている子供のケアの質をソーシャルワークと心理的ケアとを併せて高めていくこと、自立支援にあたってはすでに18歳という年齢は突破されている時代ですので、18歳以後にもかかわりやすくなった状況の強みをより活かし、施設が心理・治療機能を高めていくための方策の検討を急ぎお願いしたいと思います。

○新保部会長 ほかに、いかがでしょうか。

○古川委員 今日いただいている資料7にも関連するのかなと思って、御説明があるのかなとは思っていたのですが、やはり児童自立支援施設の役割が結構変わってきているのではないかなと思っています。

この中では心理職の増員等と書いてあるのですが、心理治療が必要な子供に関してどのようにアプローチをしていくのかといったところでは、これまでは児童相談センターの中の治療指導課が中心になってやられていたかなと理解しているのですが、今後、児童自立支援施設の実態からいけば、その施設の機能の付加というのですか、その辺りも検討してもよいのかなと思っておりまして、資料7でその辺りが出るのかなと思っておりましたが、この計画の中でもそういったことに向けての検討を、施設の専門家というところでは書き加えておいてもよいのかなと感じたところでございます。

○武藤委員 まず、60ページの真ん中に「（ケアニーズが高い児童への対応イメージ）」という図があるのですが、1点は、「専門的・治療的ケア体制」で高い、低いということを書いています。現状からすると、専門機能強化型児童養護施設以上に、まだその専門機能強化に至っていない一般の児童養護施設が21施設とあるのですが、ここに結構ケアニーズが高い子供たちが現実的には入っているのですね。そういう意味からすると、この

高い、低いというのは少し違和感があるし、検討したほうがよいのではないかと思います。

同じく、この図の「都立児童養護施設 6 施設」というところに「高齢児童、長期一時保護児童」ということで対象児童が書かれていますが、これは「等」をつけないと、こういう子供たちだけが入っているかというところではありませんので、本当にこれでやるのであれば業界とのコンセンサスを得ないと誤解が生じるのではないかと思いますので、意見をさせていただきました。

もう 1 点意見ということで、前回も意見を出させていただいたのですが、東京都には児童心理治療施設がないということで、5 年前の検討会でも申し上げたのですが、もうそろそろ東京都が心理治療施設の在り方について検討する、設置するところまではいかないかもしれませんが、在り方について検討するということをこのまとめの中には入れたほうがよいのではないかと思います。逆に入れないのであればなぜつくらないのかを明確にしないと、どうもそこら辺りは私も色々なところから聞かれて言葉に詰まるところがあるのですが、ニーズはあるけれどもなかなかそれが設置できないという実態があると思いますので、私から前回もしつこくお話しさせていただいたと思いますが、児童心理治療施設の検討という部分については、ぜひどこかに入れていただきたいと思います。

意見です。

○新保部会長 ほかに、いかがでしょうか。

○左近士委員 62 ページの子供家庭支援センターにおける心理職の活用みたいなところですが、これに関しては日頃から非常に強く思うところでして、「専門性向上に向けた取組を検討」と書いていただいているのですが、何かもう少し具体的に、児童相談所と連携して、今はスーパーバイズみたいなものはサテライトを活用してやっているところですが、それよりもう一步、何か一緒に連携して検査を取るですとか、心理療法と一緒に取り組むですとか、何か仕組みみたいなところをもう少し検討いただけると非常にありがたいと思います。

○中板委員 これは日本語的な問題なのですが、60 ページの 1 番上に「虐待が発生した家族には、保護者に適切な養育行動を身に付けさせ、」という、この表現は果たして妥当なのかなと思います。また、その後が「治療的・教育的援助」となっておりますが、全体的に読んでいますと「支援」でかなり統一されているので、「支援」のほうがよろしいのではないかなと単純に思いました。少なくとも「身に付けさせ」というのは、少し検討していただいたほうがよいかなと思います。

○能登委員 里親に委託されている子供にも心理的治療が必要な子供はたくさんいらして、何年か前と比べると積極的に小児精神科の治療が受けられる状況が生まれてはきているのですが、まだ児童相談所によってそれが少し違っているところもあるので、より多くの子供たちがそうした治療を受けられるようにしていただけるとありがたい。

うちにいた子供は4人が4人とも精神科に通院したことがあるのですが、そこでやっていただいた色々な治療と、それから継続的に診ていただいていることだとか、治療証明みたいなものを出していただくことで障害者手帳を頂くといった中で、随分と生きやすくなる部分も生まれてくることもあるのですね。

そういうことを考えると、先ほど横堀副部長がおっしゃったように、亡くなる子供がいたりといったことが少しでもなくなるためには、そうした機会を利用するということで、何でもなければそれでよいわけで、やはり治療が必要だと思う子を治療して支援していくような形をつくっていけるとよいと思います。

○新保部会長 ほかに質問ありますか。

特になければ、幾つか御質問がありましたので、事務局から御回答をお願いいたします。

○企画課長 先ほど資料7のお話にも触れていただきながら、今後の施設の体制強化の必要性について色々御意見いただいたかと思いますが、88ページの資料7「心理的・治療的ケア体制の集中討議について」をお開きいただきまして、私どもも今、お話をいただいたとおり、この分野、今回、東京都の独自の項目として新たに目標を立てることになっております。限られた時間の中で、今、お話しいただきました心理的・治療的ケアの在り方、支援の在り方について議論していくのは非常に厳しいと考えておりまして、今日いただいた御意見も踏まえながらさらに深掘りをして、どういった支援が必要なのか、体制が必要なのか検討していきたいと思っております。

目的の2番目に記載したとおり、特に児童自立支援施設につきましては、入所児童の多くがこれまでの非行児童ではなく、発達障害、虐待による愛着障害を抱えているケアニーズが高い子供で、これまでの規則正しい構造化された枠のある生活になじみにくいということで、早急にこういった施設での支援体制について拡充なり強化を図っていく必要があるのかなと考えております。

よって、今後、児童自立支援施設における心理的・治療的機能を強化するですとか、個別的ケアやアフターケアを十分に行える体制を確保していきたいと思っております。この専門部会の中で、もう少し集中的に討議できる場を設けたいと思っております。時期は

12月上旬から中旬にかけて実施していきたいと思っております、メンバーについては新保部会長と御相談しながら、なるべく絞り込んだ形で集中的に議論していきたいと思っておりますので、今日この場で委員の皆様にご了解いただければと思っております、御提案させていただきます。

以上でございます。

○新保部会長 ありがとうございます。

事務局から集中討議についての御提案がありましたが、いかがでしょうか。

○米山委員 私自身、国立の児童自立支援施設の嘱託医といえますが、明日の朝も行くのですが、ここに記載されているように、今までの非行系だとか、それから少年院の数も法務省の白書によるともう10分の1以下に減っていて、そこでケアする子供たちは発達障害だとか愛着障害も含めてケアニーズが高い子供たちで、そのアプローチは、1つは薬物療法等で、いわゆる素行症や反抗挑戦症など、そういったことも減るということは、薬物療法の中でデータが海外で出ています。そういったことも含めて、児童自立支援施設でも薬物療法の方がかなり多いと思いますが、国立でももう8割から9割、常時薬を服用しています。

そういう意味で、やはり集中討議の中で都内での医療連携ですね、思春期も含めた、そういった連携の強化をやっていただくことは、ここに少し書き込んでありますが、先ほどの児童心理治療施設も含めてですが、もう少し行動化する児童心理治療施設がもう児童自立支援施設のような感じなのですが、ぜひ児童心理治療施設の役割だとかは話し合ってくださいとよろしいのではないかと思います。

○新保部会長 ありがとうございます。

ほかの御意見ございますか。

では、これは先に進めさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

メンバー等については事務局と相談させていただきまして、12月上旬を目途に実施させていただきたいと考えております。また、メンバーの方には事務局から御連絡させていただく予定でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続いて目標6、「社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援」について御説明をお願いいたします。

○育成支援課長 目標6、「社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援」について御説明させていただきます。

「目指す方向性」としては、施設等で生活する児童の入所の間から退所後の生活や進学、就労に向けた自立支援を進めていくという点と、社会的養護経験者の実情を把握して、その自立のために必要な援助を促進していくという2点を挙げております。

63ページから「課題の取組の方向性」を記載しておりますが、今回、児童福祉法も改正されまして、都道府県に社会的養護経験者の実態把握とその援助が義務づけられたことでもありますので、社会的養護の経験者や関係機関が構成員となるような自立支援の協議会の設置も検討し、また、実態の把握をするための調査なども検討していきたいと考えております。

もう1つは「施設等における支援体制の強化」ということで、施設の中での自立支援担当職員の配置や専門性の確保、それから、児童自立支援施設においても児童養護施設においてもアフターケアを継続してできるような体制を考えていきたいと考えております。

また、ニーズに応じた自立生活援助事業の実施や社会的養護自立支援拠点事業についても、法改正で新しくできている事業ですので、こういったところの拡充も検討していきたいと考えております。

御説明は以上でございます。

○新保部会長　ありがとうございます。

ただいまの目標6について、委員の皆さんの御意見、御質問などをいただけたらありがたいです。お願いいたします。

○武藤委員　まず、社会的養護経験者の実態調査ですが、質問になりますが、これはなかなか難しく、今まで社会的養護に関わった人たちに限定するのか、いや、そうではないのか。先ほど冒頭にあったように、ニーズをどれだけ把握するのかは非常に難しい部分があって、今の時点でよいのですが、この実態把握をどういう形でやるのか、検討していることがあれば教えていただきたいと思います。

本来からすると、国からの推進計画要領によるともう既にこれを調査して、この計画に反映するといった計画だったのではないかと思います。本当にこの実態調査というのは、私も社会的養護にずっと関わっていて、どこまでというのがなかなか難しい。何歳までというのも難しい部分があるので、今、考えている実態調査の考え方があれば教えてください。なければ、これからということなので、それはよいと思いますが、教えていただければと思います。

もう1点は、64ページの「取組1－2」の4番目に「ニーズに応じた児童自立生活援

助事業の実施」と書いてありますが、今回、児童福祉法が改正されて施設型や里親型を含めてⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型がもうスタートしようかというところなのですが、ここに「実施」と書いてありますが、この社会的養護のニーズは非常に高いと私は思っていますので、できれば実施とその拡充策というような表記をしていただければと思っています。

以上２点です。

○新保部会長 ほかに、事務局に質問したいことがある方はおられますか。

なければ、今の件に御回答いただいてよいですか。

○育成支援課長 実態把握については、これからというところですが、前回、令和２年に実施したときは、国の調査は措置解除後５年を対象にして、東京都は独自に１０年といったように実施したりはしているのですが、今回５年ぶりにまた実施するとしても、すること自体もこれからの検討になっていきますので、具体的にはこれからです。

もう１つ、児童自立生活援助事業の実施については、東京都では今、Ⅱ型、Ⅲ型についてはまだ届出しているところはない状況で、当然これから拡充していくことになりますので、その記載については検討したいと思います。

ありがとうございます。

○新保部会長 それでは、続いて目標７、「児童相談体制の強化」について説明をお願いいたします。

○家庭支援課長 目標７、「児童相談体制の強化」について御説明いたします。６５ページでございます。

「（目指すべき方向性）」として大きくは２点ございまして、東京都の児童相談所の体制強化としまして人員体制、専門性といった人の部分での強化、２つ目が、児童相談所の管轄区域の見直しや子供家庭支援センターの連携拠点の強化ということで、体制、仕組みの部分での強化でございます。

２つ目が、「都と区市町村が一体となった児童相談体制の確保に向けた取組」といたしまして、区立の児童相談所を含む東京都全体の児童相談業務の総合調整機能の強化と、子供家庭支援センターとの相互連携の強化でございます。

具体的な課題と取組の方向性でございますが、６７ページでございます。

まず、東京都の児童相談所の体制強化でございます。

「取組１－１」でございますが、児童福祉司には高い専門性が求められますため、必要な人材確保と同時に人材育成をしていくことが重要でございまして、引き続き計画的な増

員を図ってまいります。

また、前回の専門部会で職員の定着の課題も御意見としていただきました。トレーニングセンターにおける研修の充実や、その下の「取組１－３」でございますが、新たに採用した職員が環境の変化やギャップに対応できるように、採用前から採用後にかけての職員へのサポート体制の充実といったところにも取り組んでいきたいと思っております。

次に、６８ページでございます。

課題２、東京都の児童相談所の管轄区域の見直しと子供家庭支援センターの連携拠点の強化でございます。

国の政令基準を踏まえまして、記載のとおり、今後、東京都の児童相談所の設置を進めていくこととしております。また、「取組２－２」でございますが、区市町村との連携の一層の強化に向けて、都の児童相談所のサテライトオフィスの設置も進めていくところでございます。

○児童相談センター総合連携担当課長　続きまして６９ページ、「課題３　区立児童相談所を含む東京全体の児童相談業務の総合調整機能の強化」でございます。

真ん中辺り、四角枠の「取組３」でございます。

取組といたしましては、都児童相談センターの体制を強化いたしまして、東京全体の児童相談業務の総合調整機能の発揮に向けて、記載の３種類の取組を推進していくことを考えております。１点目といたしまして「相談援助業務の標準化」、２点目といたしまして「個別ケースに係る専門的支援」、そして３点目といたしまして「人材育成の共同推進」となっております。

「相談援助業務の標準化」の１番目でございますが、前回の専門部会では「新たなルールの策定を検討」と記載していたところ、そもそも全国所長会の申合せ等がある中、新たなルールについてはどうなのかという御意見をいただいたところです。この部分、前回の説明に若干誤解があったところではあるのですが、そもそもとして、御指摘がありましたとおり全国所長会の申合せがある中、その辺りの解釈について行き違いがあったりしないようにすることが重要と考えておりまして、この記載につきましては、まずはそういった既存のルールの解釈等を確認、検証いたしまして、そして東京都の実情を踏まえました「都区共通の新たなガイドライン等の策定を検討」といった記載にしているところでございます。

続きまして、７０ページでございます。

「課題４ 都児童相談所と子供家庭支援センターの相互連携の強化」といたしまして、「取組４」でございますが、都児童相談所のサテライトオフィス、区の子供家庭支援センターの分室、あるいは一体型拠点など、都児童相談所と子供家庭支援センターとの連携拠点の充実を図っていくことを考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○新保部会長 ありがとうございます。

ただいまの目標７の御説明について、御質問、御意見などいただけたらありがたいです。お願いいたします。

特にございませんか。

○米山委員 １つお伺いしたいのですが、先ほど中野区の古川委員からもありました、児童相談所の相談業務として、例えば障害相談等もあるかと思えます。この「取組３」では「児童養護施設の入所調整の効率化」という記載がございますが、障害児施設への入所のこともおそらく児童相談所の役割であるかと思うので、その辺りの相談事業を、この虐待対策だけのことでなく、ここに含めたほうがよいのではないかと思いましたが、その辺りはどうお考えでしょうか。

○児童相談センター総合連携担当課長 現状といたしましては、施設入所につきましてはまずは児童養護施設のところで考えているところでありますが、その辺りの状況を見て、また進めていきたいと考えているところでございます。

○掛川委員 ここに入れるべきか、それとも手前のほうかと思いますが、今、議論になっている「児童相談業務の総合調整機能の発揮に向け」というところで、４２ページの「（２）被措置児童等虐待への対応」のところで「より速やかに相談・調査を実施する必要」ということで過去事例の整理・分析を取組として御案内いただいているところなのですが、都児童相談所のほかに区立児童相談所ができたことによって、被措置児童等虐待のときに複数の児童から話を聞く必要があるところ、なかなかその足並みが揃わずに時間がかかってしまう。措置元の児童相談所の児童福祉司が聞き取りをすることが多いのですが、それで時間がかかってしまったり、その間、権利侵害状況が続くのではないかと心配されるようなこともございますので、被措置児童等虐待発生のように複数の児童相談所、区立児童相談所、都児童相談所が絡むようなときに相互調整ができるようなことを、ここに盛り込んでいただくか、ガイドラインの改訂になるのかと思いますが、どちらかで入れていただくとよいなと思います。

○新保部会長 御質問をまとめてと思いますが、ほかに御質問ありますか。

○古川委員 質問ではなくて意見ですが、69ページの「個別ケースに係る専門的支援」の2番目で、「区立児童相談所や子ども家庭支援センターにおける個別の困難事例について、専門相談を受け付ける窓口を設置」と書いてあるのですが、子供家庭支援センターと都児童相談所はそういう関係性かもしれませんが、区立児童相談所は独立していますので、専門窓口を設置して相談するというより困難事例を共有して、それでそれぞれが独立してやっていく、そんな趣旨かなと思っております。

前のページでも、都児童相談所の児童福祉司や児童心理司も勤続2年以下の職員が5割となっていると、やはりもう都児童相談所を頼るという話ではなくなっているのではないかと思いますので、その辺りの書きぶりを少し工夫していただけるとありがたいかなと思います。

○新保部会長 ほかに、御質問を含み御意見などございますか。

なければ、幾つか御質問がありましたので、事務局から可能な範囲で御回答いただければと思います。

○子供・子育て計画担当課長 私から、被措置児童等虐待についてお答えします。

今現在も、ある施設で虐待の疑いが起きた場合、児童に対してはそれぞれの措置元の児童相談所が対応して事実確認を行っており、また、児童養護施設等の施設への調査に対しては、その施設が所在する自治体が所管として、東京都又は設置区が対応しています。このルールは設置区ができたときに東京都の被措置児童等虐待対応マニュアルに定めていまして、きちんと各設置区にも引き継ぎをしています。初めてのケースの場合は、戸惑う設置区もあるかもしれませんが、今のところ円滑にできていると考えているところです。

○総合連携担当部長 先ほど古川委員からありました個別ケースの専門性の向上ということで、各区立児童相談所の皆さんの個別性と独立性は大前提だと思っております。私たちのところは困難事例の共有、都児童相談所、区立児童相談所、子供家庭支援センターから集めてそれを皆様に展開することと、それから専門性の窓口を設置するということは、それぞれの区立児童相談所、都児童相談所で完結できるものはよいのですが、例えばで、精神科の先生、治療指導科の先生、専門家同士でこういう事例はどうなのかとか、弁護士同士でこういう事例はどうなのかというような、そんな使い方がこの窓口でもできるのではないかと考えていまして、そういうことも含めて、皆さんの御意見を伺いながらつくっていきたいと思っています。

○新保部会長　ありがとうございます。

では、次に進みたいと思います。

目標 8、「一時保護児童への支援体制の強化」について御説明をお願いいたします。

○事業調整担当課長　72 ページになります。

「一時保護児童への支援体制の強化」につきましては、「目指す方向性」は3つございます。

まず1つ目ですが、ハード面になります。一時保護需要に応えるための環境整備を推進していきます。2つ目につきましては、一時保護所の整備に併せまして、個別的支援が必要な児童をケアするための人員体制を確保していきます。3つ目はソフト面になりますが、一時保護児童の権利擁護を促進するための取組を充実していきます。

74 ページに移らせていただきます。

まず、「取組 1-1」といたしまして、将来的な一時保護需要を踏まえ、必要な定員を充足できますように一時保護所の整備を検討していきます。表を御覧になっていただきたいのですが、まず、1行目です。一時保護需要は令和15年度までに、現在の488人から1.3倍の648人に増える見込みとなっております。これに対応するために、2行目を見ていただきたいのですが、一時保護所を整備して供給数を増やしていきたいと考えております。3行目、差分になりますが、令和15年のところを見ていただくとここがマイナス7人となって、一見間に合っていないようにも見えますのですが、こちらにつきましては、例えば里親や施設への一時保護委託、あるいは民間一時保護所を活用いたしまして充足していくというように考えております。

「取組 1-2」としまして、一時保護所の整備に当たりまして1児童相談所1保護所を整備していく方針、「取組 1-3」としまして、一時保護の長期化を解消するために児童相談所と施設間の入所調整の仕組みを検討していきます。

「取組 2」になります。

令和6年度に初めて一時保護所独自の設備運営基準が施行されましたが、東京都といたしましては、「取組 2-1」の表のとおりとなりますが、東京都では子供の権利擁護や必要な個別ケアを確保する観点から、幼児2人に対して職員を1人、学齢児は3人に対して職員を1人、常時配置するという方向で検討していきたいと考えております。こうした手厚い人員配置を確保していくためには今よりもかなりの人数、表を見ていただきますと今よりも328名の増員が必要となっておりますので、段階的に増員していくことを検討し

ていきます。そのための採用、リクルートを強化することも検討していきます。

最後に3つ目、子供の権利擁護につきましては、東京都におきましては一時保護所内のルールの見直しなどを図るとともに、入所後の生活などの児童への説明につきまして、分かりやすい説明の仕組みやツールを検討していきます。

「取組3-2」としまして、在籍校と緊密に連携して一時保護所内の学習を工夫、強化していきます。通学が可能な場合には、必要な職員体制を確保して送迎のための仕組みも検討していきます。

最後に、家庭的な環境を実現するためにユニット化、居室の個室化の実現を検討していきます。

以上になります。

○新保部会長　ありがとうございます。

ただいま御説明いただいた件について、委員の皆様、御質問、御意見などお願いいたします。

○武藤委員　一時保護所に関して1つ話をしたいと思います。

この前の意見出しのところでもお話ししたのですが、一時保護所の機能充実や設備、それから人員だとかも含めて、これはもう必須の事項と思っています。

ただし、現実的には一時保護が長期化している子供たちが多いということで、ひどい状態として子供は一年も二年も一時保護所にいるという状況も現実的にはあるので、やはり一時保護所の充実とともに、里親や施設等への委託や措置の促進策という部分を今後とも並行してやらないと、場合によっては、一時保護の充実策だけをやってしまうと、そういう趣旨で書いているわけではないと思いますが、おそらくそこがもう一時保護所でなくなるという状況に東京都ではなっていくのではないかとと思われるので、一時保護所の機能整備や体制強化とともに一時保護所の長期化対策の両方についてきちんと方向性を出して充実策を検討することが必要なのではないかと思います。

○新保部会長　ほかに御意見、御質問ございますか。

○能登委員　施設や一時保護所をつくるということで人員配置が出ているのですが、里親にも委託するということで考えると、里親のほうの支援というか、そういうものは考えていただいているのでしょうか。

○新保部会長　今のは御質問だと思いますが、ほかに御質問、御意見ございますか。

○齋藤委員　今のお話と同じような形で、一時保護施設で委託する場合と、一時保護を使わ

ずにショートステイを使っていく場合とか、色々と考えられるかと思いますが、能登委員と同じように、その場合の人員の配置をどう考えていくのかを私も質問させていただければと思います。

○新保部会長　ほかに御質問ございますか。よろしいですか。

では、幾つか御質問がありましたので、事務局から御回答いただければと思います。お願いいたします。

○事業調整担当課長　まず1つ目につきまして、一時保護委託を実施するのは、一時保護の需要を満たすためだけではなく、やはり一人一人の子供の状況により、一時保護委託の方が適しているような子供たちももちろんいると思いますので、児童相談所におきましては一時保護所に入所させる子供と、一時保護委託が適している場合には一時保護委託を進めていく、その両輪でやっていく必要があると考えておりますので、そのような形で進めていきたいと思います。

そういった観点からも分かりやすい文章にしていきたいと考えております。

里親への一時保護委託や施設への一時保護委託への支援という部分につきましては、児童福祉司や児童心理司の人員体制を強化することにより、里親への支援や児童養護施設に委託する際の支援をさらに丁寧を実施することができると思います。

それ以外では、支援に必要な一時保護委託の支弁にも取り組んでいるところです。

○家庭支援課長　ショートステイの御質問もあったかと思いますが、家庭養育の原則を推進していくためには、やはりショートステイの機能も重要でございますが、ショートステイの体制強化はまた一時保護とは別で、ショートステイの事業として取り組んでいくところでございますので、一時保護とは別に、ショートステイ事業として支援は行っていくところでございます。

○新保部会長　ありがとうございます。

それでは次、目標9に移りたいと思います。

目標9、「子供と子育て家庭を支える専門人材の確保・育成・定着」について、御説明をお願いいたします。

○家庭支援課長　目標9、「子供と子育て家庭を支える専門人材の確保・育成・定着」について、御説明させていただきます。

「目指す方向性」は4点でございます。

1つが、「都児童相談所における計画的な専門人材の確保・育成」、2つ目が、「都と

区市町村と共同した人材育成の推進」、3つ目が、「妊産婦のニーズに沿った切れ目のない支援を実施する人材育成の推進」、4点目が、「児童養護施設等における専門的ケア等に必要な職員の確保・育成及び定着支援の推進」でございます。

それぞれの取組の方向性について御説明させていただきます。

79ページでございます。

まず、児童相談所の専門人材の確保・育成でございます。

都の児童相談センターにおきまして、児童福祉の人材施策を総合的に実施する体制を強化してまいります。前回の専門部会におきましても、専門人材の定着に向けて支援者支援も進めていくべきという御意見がございましたが、こうした体制を構築することで、専門人材の確保・育成・定着に向けた取組を一層推進してまいりたいと考えております。また、人材確保を着実かつ確実に、計画的に進めていくというところで、多様なリクルート活動を今後、展開することで、そうした専門人材の確保に努めてまいりたいと思っております。3つ目は、専門性の向上という点で、東京都のトレーニングセンターにおけるロールプレイング形式の演習型研修、今も行っておりますが、さらに充実を図ってまいりたいと思っております。最後に、基幹的職員の育成というところで、OJTの体制を強化するなど、チームマネジメントの体制も強化してまいりたいと考えております。

次に80ページでございますが、「取組2 都と区市町村と共同した人材育成の推進」でございます。

東京都と区市町村が合同で行う研修や人事交流等について新たに企画・実施することによりまして、東京都と区市町村の専門性の向上と顔の見える関係を構築してまいります。また、東京都で行っているトレーニングセンターと特別区の職員研修所におきまして、相互で研修を受講できるような取組も進めてまいりたいと考えております。3点目は、東京都と区市町村のケース対応の事例を収集いたしまして、共有できる仕組みを検討してまいりたいと考えております。

次に、「取組3 妊産婦のニーズに沿った切れ目のない支援を実施する人材育成の推進」でございます。

目標2の関連でも御説明しましたが、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を進めていくために、子供家庭支援センターや母子保健部門の合同研修を実施するとともに、支援者育成のためのスキルアップ研修の実施、そして両部門の核となる人材のマネジメント力の強化に向けた取組といったところも進めてまいりたいと考えております。

○育成支援課長 最後に、課題4です。81ページになります。

「児童養護施設等職員の資質及び専門性の向上」というところで、人材の人数的な確保の部分と専門性の向上、職員のメンタルヘルス対策といったところを記載しております。

具体的なものではないのですが、検討状況としましては、社会的養護関係施設の職員の新規採用にあたってのインセンティブになるようなものが検討できないかですとか、専門性向上に向けた資格取得のための支援の検討ですとか、専門機能強化型児童養護施設などにおきまして、職員のメンタルヘルス対応も含めた心理職の加配の検討というところで記載しております。

説明は以上でございます。

○新保部会長 御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明について、御質問、御意見などございましたらお願いいたします。

○柏女委員 80ページの「都と区市町村と共同した人材育成の推進」、とても大事ななと思っております。

今、区の子供家庭支援センターでケースカンファレンスに出ておりますが、聞こえてくる声が、ほかの区で、ほかのところでどうやって子供家庭支援センターを運営しているのかがよく分からない、あるいはその職員たちの思いを共有することができていないといったことがニーズで出ていまして、東京都のほうで、そうした子供家庭支援センターの職員を集めて協議会をつくるような、何かそういう支援をしていただけないだろうかみたいな話が1つありました。

もう1つは、やはり児童相談所と比べて子供家庭支援センターの研修体制はどうしても貧弱なので、ここは強化してほしいという話がありました。先ほど心理職の研修という意見も出ておりましたが、研修の充実はとても大事だとおっしゃっていました。特に、会計年度任用職員が多いためなかなか出にくいといったこともあるようですので、子供家庭支援センターの職員の実情に合わせた研修の在り方を組んでいくことが大事なのかなと思います。

○新保部会長 ほかに、いかがでしょうか。

○木村委員 課題3のところ、今、柏女委員がお話しされた内容にも少し被るのですが、

「児童福祉部門と母子保健部門の緊密な連携」という表記がございますが、現状としましては、区市町村の母子保健部門と児童福祉部門は根拠法も違いまして、今まで違う流れでやってきた中で、連携の前に相互理解、お互いの制度をよく理解して仕事に取り組んでい

かないといけないというところが課題としてありますので、相互理解というところも検討していただければと思います。

それから、研修の中で、子供家庭支援センターの研修は児童相談所と絡んでできる場所があったのですが、ここで母子保健部門に対しての研修も東京都のほうで実施していただいて非常に助かっていますので、そちらについては継続していただければと存じます。

○新保部会長　ほかに御質問ありますか。

なければ、幾つか質問が出ましたので、事務局から必要な回答をしていただければと思います。

○家庭支援課長　ありがとうございます。

まず1つ目の、子供家庭支援センターの研修についてでございますが、現状としては新任研修やセンター長の研修、またトピック的な研修などを行っておりますが、区の子供家庭支援センターの職員も入れ代わりが多い中で、専門性の蓄積というところも非常に課題となっておりまして、そういう面では個々の職員のスキルアップというところと、お話にあったように横のつながりというところも重要だと思いますので、そうしたところも意識しながら、今後、子供家庭支援センターの人材育成といったところも力を入れて取り組んでいきたいと思っております。

2つ目の御質問ですが、子供家庭支援センターと母子保健部門の相互理解というところは、先ほど御説明しました「取組3」の1つ目がまさに相互理解というところも含めての、この連携をすることでの意義と、それぞれの役割、連携の仕方といったところも含めた研修になっておりますので、そうしたお話も踏まえて、相互理解というところも意識して行ってまいりたいと思っております。

○新保部会長　よろしいですか。

では、次に移らせていただきます。

続いて、議題（2）「一時保護所の体制強化に係る緊急提言」についてです。

前回、都留委員、田中委員から、一時保護所の体制強化について専門部会から緊急提言をすべきとの発議をいただき、皆様に御了承いただきました。その後、委員の皆様からの御意見を踏まえまして緊急提言の案を取りまとめましたので、その提言案について事務局から御説明をお願いいたします。

○事業調整担当課長　先週、委員の皆様以案を御送付させていただきまして、短期間の中で多々御意見を頂戴いたしまして、まずは本当にありがとうございました。

委員の皆様の意見も全て反映させていただきまして、本日の最終案となっております。

簡単に御説明させていただきますと、まず1枚目、緊急提言の目的となっております。

児童福祉法改正で、都道府県は、国が示した一時保護施設の設備・運営基準を踏まえて一時保護条例を制定しなければならないこととなっておりますが、特にケアニーズが高い子供たちが増えている現状におきましては、法令上の配置基準を満たすだけでは子供の権利擁護、あるいは適切な個別ケアを確保する観点から十分ではないことから、2枚目に取りまとめているような更なる取組が必要であり、東京都として速やかに着手するように求めている内容となっております。

2枚目を見ていただきたいと思います。こちらが具体的な内容になります。

先ほど説明いたしました推進計画の柱と同様となっております。

提言①につきましては、1児童相談所1保護所に向けた整備の推進、②につきましては、そのための職員の人員体制の強化、提言③につきましては、権利擁護の推進という柱となっております。

委員の皆様からいただきました御意見を紹介しながら御説明したいと思っております。

まず提言①につきましては、地域とのつながり、原籍校への通学、相談と保護部門の連携強化を図る観点から、1児童相談所1保護所を方針とした整備を進めていくこと。加えて、古川委員からの御意見を踏まえまして「整備に当たっては、一時保護児童の受入れ実態に合わせて一時保護定員も十分に確保すること」と追記させていただきました。

提言②につきましては、日中、幼児2人に対して職員1人、学齢児3人に対して職員1人を常時配置すること、夜間においても2人以上配置、また、身柄対応を行う場合にはさらに必要な配置を行うこと、心理職の数につきましては児童概ね10人につき1人以上とすることとしております。この段落、そしてその下の段落につきましては横堀副部長から御意見を頂戴いたしまして、文中で「子供」と「児童」という言葉が入り交じっておりますので、整理させていただきました。また、柏女委員から御質問をいただいておりますので補足説明させていただきますと、まず常時配置の考え方が、今回、国より手厚い、上乘せした考えとなっております。夜間配置は必ず、そして身柄対応につきましては必要な配置に努めるという国の規定となっております、東京都におきましても同様としております。心理職の配置につきましても国と同様にしております。

続きまして、子供の権利擁護の推進の部分になります。

通学の支援につきましては、例えば民間事業者を活用して送迎可能な仕組みを検討する

こと、一時保護所内の児童の権利制限やルールにつきましては、引き続き見直しを図ることとしております。この点につきましては、当初、事務局案では「検討すること」という言葉を使っていたのですが、柏女委員からもう少し前向きに記載するようにという御意見を頂戴いたしまして、今回、このような形で修正させていただいております。

「一時保護所の入所にあたり、児童に対して行う入所後の生活等の説明について、児童の視点に立った分かりやすい説明の仕組み、ツールを検討すること」。こちらの言い回しにつきましては、掛川委員から御意見を頂戴して修正したものとなっております。

1 ページに戻りまして、米山委員から、ケアニーズが高い児童として発達障害などを例示したほうがよいといった御意見もいただきました。そこで、2 段落目になりますが、「虐待によるトラウマや発達特性を抱えるなどケアニーズが高く、」という形で修正させていただきました。

以上となります。

御意見がありましたら、本日お伺いしたいと思っております。もし御意見がなければ、これを最終案とさせていただいて確定する方向でお諮りいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○新保部会長 御説明ありがとうございます。

短期間で御意見をお寄せいただき、本当にありがとうございます。また、事務局もおそらくまとめるのは大変だっただろうと思います。ありがとうございます。

何か御意見ございましたらお願いしてよいですか。

○掛川委員 事前に御指摘せず、ごめんなさい。

提言②の2 つ目の項目で「法第二十五条第一項の規定による通告に係る対応を行う場合には、」と書いているのですが、何の法かをおそらく前段で指定していないので、「児童福祉法」と書いたほうがよろしいのではないかと思います。

もう1 つ、これは法第二十五条第一項の通告対応の場合のみを想定しているということではよろしいのですか。

○事業調整担当課長 おっしゃるとおり、児童福祉法の通告の対応を想定した国基準となっております。それを横引いております。

ただ、「法」というのは分かりづらいと思いますので、それは明記するようにしたいと思います。

ありがとうございます。

○新保部会長　ほかに、いかがでしょうか。

特になければ、今の修正を含めて、これで提出させていただきたいと思います。ありがとうございました。

最後に、全体を通じて何か御意見等がありましたらお願いいたします。

○柏女委員　1点、今日は増沢委員が御欠席ですので、増沢委員が主張されていた移行期の支援のところでは1点、意見だけです。

47ページの「取組3」に要保護児童対策地域協議会の取組があるのですが、ここに、一時保護や施設入所後も要保護児童対策地域協議会の台帳管理を継続できるように指導、支援していくということを入れていただいて、それを指標にも入れていただくとよいのではないかと思います。

一時保護や施設入所後に要保護児童対策地域協議会の台帳から削除されてしまって、その子供が帰るときにそれを知らされずにいて、その間に落ちて子供が亡くなってしまうということが頻発しておりますので、それを防ぐための1つの方法として、台帳管理を継続すればどうかと思います。

意見をさせていただきました。

○新保部会長　ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。

○武藤委員　私は5年前に、社会的養育推進計画の専門部会での前期計画の検討の中に入っていたのですが、全体を通じて、「現状・これまでの取組」にはできたことしか書いていないような気がするので、計画を立てたができなかったことにも、触れる必要があるのではないかと考えています。情勢が変わっているのではなかなか難しい部分もあるし、制度が変わっている部分もあるのですが、計画して本当はやりたかったけれどもなかなかできなかったこと、全て書く必要はないのですが、幾つか抽出して「これまでの取組」で、本当はこういう計画だったのだけれどもできなかったことに関して、どういう表現をするかは難しいかもしれませんが、入れたほうがよいのではないかと。

というのは、この計画を立ててどうだったか、5年後に振り返りをきちんとしなければいけないと思うのです。いつも言うことですが、計画は立てるけれどもその分析だとか結果はどうだったのか、その分析が非常に弱いので、やはり立てた計画がどうだったかという振り返りはするということで、「これまでの取組」のところに、本当はやりたかったけれどもできなかったことを入れる必要があるのではないかと思います。

○新保部会長　ありがとうございます。

この後、米山委員にも御発言いただきますが、その後で今日、御発言がなかった高田委員、宮原委員から何かコメントがあればいただきたいと思いますので、御準備をお願いします。

○米山委員　目標9の専門人材の確保というところで、全く素人なものでお伺いしたいのですが、児童相談所の職員の人事異動があると思うのですが、そういったときにこういう専門職だとかに配慮して、ある一定の年数勤務するとか、そういう規定といたしますか、何かそういうものをつくっていらっしゃるのかどうかお伺いしたいと思います。

というのは、おそらく大分県だと思いますが、県でコーディネートできる方は数年はしっかりと定着して、研修を受けて翌年すぐ異動しましたなどということがないようにという形で、内々か分かりませんが、規定しているところもございますので、もしそういったことがあったら教えてください。

○新保部会長　回答は、お2人の御発言の後にお伺いしたいと思います。

それでは高田委員、何か御発言いただければありがたいです。

○高田委員　1点、人材確保の部分で、一般企業では離職率を減らすために1人につき1人、先輩というか、チームでメンターのような存在をつけることが最近多くされています。それによって離職率がかなり減った例もあるので、その辺りも一般企業の事例等を参考にさせていただけるとよいかなと、少し思いました。

○新保部会長　続いて宮原委員、お願いいたします。

○宮原委員　私も人材確保について先ほどから少し疑問に思っていたことがありまして、目標として300人以上、計画としては集めようとしているということですが、これは非常に高い目標だと思うのですね。もし自分自身が雇われる立場だとして、例えば正規の職員として雇われるのか、それとも会計年度として雇われて何年かしてから正規の職員になるのか、これでかなりモチベーションが変わってくると思うのですね。

子供たちの命に関わる仕事だと思うので、これは採用するときに未来の計画をどのように立てていけばよいのかなとかと思って、採用はかなり大変なのではないかと、感想ですが、そのように思いました。

○新保部会長　ありがとうございます。貴重なコメントをいただいたと思います。

幾つか質問がありましたので、事務局から可能な範囲で御回答いただければと思います。

○企画課長　ありがとうございます。

まず1点目、武藤委員から、現状できたことだけではなく、できなかったことも記載すべきというお話がありました。

その辺りについても課題のほうになるべく記載はしているつもりだったのですが、もう一度検証しながら、基本的には書きづらいところは特段なくて、素直に書いているつもりなのですが、その辺りはまた検討してまいりたいと思います。

今、お話がありました人材の部分について、まとめてにはなりますが、お答えできればと思っております。

まず、今回、今後380数人必要だという計画を入れておりますが、東京都の場合、福祉職は色々な採用区分で採用しているところでございます。基本的には大卒で入る区分や経験者で採用する区分や、大卒ではない短大卒でも入れる採用区分や多様に区分されておりまして、福祉職も色々な経験を持った方、即戦力になる方も含め、新卒も含めて採用しているところでございます。先ほどもお話ししたとおり、今後、こういった採用区分でさらに拡大して採用していかなければいけないと考えておりますので、この辺りにつきましては東京都のほうでも今後、色々なリクルートの活動も強化しながら、多様なチャネルを使った採用をしていきたいと思っております。

それから、採用されてからのキャリアアップみたいな形での御質問だったかと思いますが、基本的に東京都では人材育成方針を定めておりまして、その中で、福祉職については福祉局としての人材育成方針も定めているところでございます。その中では、課長代理に上がるまでに2つのポストを経験するですとか、そういった形で多様な経験ができるように、ジョブローテーションができるような形での育成方針を掲げているところでございます。福祉職の分野だけではなかなかきれいにジョブローテーションができているわけではありませんが、極力キャリアアップができるような形で多様な経験ができるように、今、努めているところではございます。さらに、その方が望むのであれば色々なポストを経験できるように、今、内部でもそういったところを検討していければと考えておりますので、そういったところも今後、計画の中に含めていければと思っております。

人材確保は非常に難しい、大変苦勞するところで、育成も、本当に経験の浅い職員が多い中で非常に苦勞しているところですが、皆さんの御意見をいただきながら色々な策について検討していければと思っておりますので、よろしくお願いします。

○新保部会長　ありがとうございます。

最後の人材のところ、できれば常勤職員でというお気持ちが伝わってきたと思います。

○企画課長 申し訳ありません、３８０人については基本的には常勤職員で確保する予定ですが、児童相談所には会計年度任用職員もたくさんいまして、そちらも連携しながら相談体制をしているところでございます。基本的に、３８０人は常勤でございます。

○新保部会長 ありがとうございます。

今日は短時間で、おそらく言い足りなかったこともあるかと思いますが、貴重な御意見を賜り、本当にありがとうございました。

本日いただいた御意見は今後、計画の取りまとめの中で生かしていただければありがたいなと思います。

本日の審議は以上になります。

事務局から連絡事項などをお願いいたします。

○企画課長 ３時間にわたる御議論、どうもありがとうございました。

次の第５回については令和６年１２月２０日金曜日１７時から２０時まで、また３時間コースになってしまいますが、予定しております。

また、先ほど議事の中でもお話しさせていただきましたが、１２月上旬に心理的・治療的ケアの専門的支援の在り方につきまして、メンバーを絞った形で集中的な議論ができればと思っております。また御案内させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

その議論も踏まえて、１２月２０日の部会ではこれまでの議論を踏まえて事務局から計画全体の素案を提示いたしまして、計画改定に向けた最後の議論の場となります。開催通知送付前にはなりますが、本日、出欠を御回答いただける方については机上に配付している出欠届に御記入いただきまして、机上に置いたままお帰りいただければと思います。

また、本日は時間がない中で進めましたので、本日の議事の内容について、まだまだ不十分で消化不良だと、追加の御意見がある委員がいらっしゃると思います。令和６年１１月６日水曜日までに事務局までメールで御意見をお寄せいただきますようお願いいたします。

また、この場で１点だけお知らせがございます。

第１回目から第２回目にかけての議事の中でも、子供の意見を伺うということで進めますというお話をさせていただいたと思います。児童養護施設と児童自立援助ホームと里親、ファミリーホームということで、皆様に御同席いただきたいとは思っていたのですが、日程が結構タイトに決まってしまうと、児童養護施設と児童自立援助ホームにつきましては御案内ができませんでした。この後１１月上旬、令和６年１１月９日の土曜日に里子

の意見を聞く予定です。具体的にはメールで御案内させていただきますが、もし御同席いただくことが可能な方は、ぜひ御参加いただきたいと思います。人数制限はあるのですが、御希望があれば御連絡いただければと思いますので、よろしくお願いします。また御案内させていただきます。

それでは、本日の第4回専門部会はこれで終了させていただきます。

ありがとうございました。

午後8時02分

閉 会